

現代イスラーム経済論の一視点

—— 無利子金融制度とザカート・

ウシュルの徴収について ——

やま なか いち ろう
山 中 一 郎

序

- I 無利子金融制度——「リバー」の禁止と現代イスラーム諸国の対応
 - II 無利子金融制度——パキスタンのケース
 - III ザカート・ウシュルの徴収
- 結 語

序

本稿は、イスラーム経済論の一角を成す無利子金融とザカート徴収に関し、その思想および導入の実態につき考察するものである。

近年、中東産油諸国の国際発言力の高まりとともに、これらの諸国に共通する歴史的・文化的紐帯であるイスラームに関し、人びとの関心が集まっている。周知のように、イスラームは単なる宗教ではなく、これまで常に政治でもあり、生活でもあった。イスラームに対する関心はこの結果、きわめて広範囲にわたる内容を含んだものとなる。すなわち、イスラーム社会の政治原理は何であるか。西政的法制、議会、行政組織に対応するイスラーム社会の機構はどのようなものであるか。イスラームにあっては、国家、家族、個人は相互にいかに関係づけられているか。イスラーム社会の近代化とは、何を意味するのか、等々である。

このようなイスラームの政治・社会制度に関する関心のたかまりは、同時に、経済現象に関しても素朴な疑問を提起する。いわく、イスラームにあっては資本とはどのような概念であるか。イスラームの労働観、私有財産、契約、税制、金融機構、企業組織は、他の諸制度である資本主義や社会主義と、どの点において、どのように異なっているか。イスラーム経済にあっては、そもそも資本蓄積、成長、所得分配、消費、独占、賃金、価格などに関する経済の動学的側面を、どのように統一的に

説明しようとしているか、等々である。

現代イスラーム経済に関する問題提起は、このように広範囲にわたるものがあるが、その体系的分析はまさに、その緒についたばかりである。いくつかの著書が60年代および70年代になって出版された。そのうちのあるものは、イスラーム法であるシャリーア (Shari'ah) の規定と現実の経済システムとの調整を扱ったものであり、イスラーム経済倫理の実経済への適用における理論的可能性を示唆している。またあるものは、「イスラーム経済学」の構築をめざし、巨視的アプローチの導入による理論分析を展開している。これらのこころみは、いずれも十分成功しているとは言えないが、今後の理論体系化にとって重要なステップとなるものであろう。

本稿は、このように、現代イスラーム経済に関する多様な問題提起のなかで、金融制度としての無利子銀行および租税制度としてのザカート・ウシュルの徴収に焦点を合わせ、その思想的背景、イスラーム諸国における制度導入の経緯、実施の現況と問題点につき考察しようとするものである。この小論が、現代イスラーム金融論およびイスラーム財政論の展開にとって、一つの資料を提供しうるものとなれば、幸いである。

I 無利子金融制度

——「リバー」の禁止と現代イスラーム諸国の対応——

1. 「リバー」の禁止

イスラームが「リバー」の徴収を禁止していることは、つとに知られている。「リバー」(ribā)の語源は、アラビア語の動詞「ラバー」(rabā)にあり、その意味するところは、「成長する」あるいは「増殖する」である(註1)。「リバー」は、狭義では、今日われわれが使う「利子」の概念にあたる。コーランは、いかなる財貨についても

その貸付けによる「リバー」の徴収を禁止し、金利を徴して金貸しをする行為を、卑しく、かつ墮落した行為であると規定している(注2)。

利子徴収禁止の思想は、イスラームにかぎられたものではなく、ユダヤ教およびキリスト教においてもみられる。すなわち、旧約の「出エジプト記」や「申命記」、また新約の「ルカ伝」に、関連する記述がある(注3)。カトリックでは利子を禁止していたが、実際には、「手間、危険および雑費」の名目で、利子が徴収されていた(注4)。

イスラーム誕生時のメッカは、すでに一大国際商業都市であり、経済的繁栄の一方で貧富の格差は拡大し、投機や高利貸しによる富の蓄積と収奪が公然と行なわれ、社会不安が蔓延していた。新興の教義は、こうした社会問題に応える内容を備えていた。しかし、利子徴収禁止の思想を、今日の複雑な社会・経済機構に適用するにあたっては、解決すべき多くの問題が存在する。

今日のイスラーム文化圏における経済活動は、近代ヨーロッパから移植された金融制度を基軸として行なわれており、現行制度はすでに長い時間の経過の中でそれぞれの国民経済に定着し、受容されている。イスラーム立国と言えども、利子徴収を大前提とした近代銀行制度を採用している国が、ほとんどである。このような現実に対して、さまざまな法解釈(ファトワー: fatwā)が出されている。

法解釈の適用には、教条主義的な解釈から現実主義的な解釈まで、その対応の実態には幅がある。もともと、イスラーム法であるシャリーアは、総則的・公法的な性格を持ち、実定法と違ってその解釈にあたって意見の不一致が生ずることは、避け難い。

古くから主張されている解釈の一つは、コーランで禁止している「リバー」は利子一般を指すものではなく、一定率以上のいわゆる高利を指すものである、とする解釈である(注5)。これに対立する解釈は、「リバー」はその率の高低にかかわらず、貸付けに対する固定的な報酬すなわち利子一般を指す、とする主張である。法解釈としては、後者の主張は前者のそれに比べるかに有力であり、今日、一般的に支持されている。

しかし、この後者の解釈を、現実主義的に受けとめる立場と、教条主義的に受けとめる立場とがある。現実主義の立場は、「必要は不法を許す」というイスラームの規範を援用し、現行制度の存続を容認し、教条主義の立場は、違法性を重視して、現行制度の変更・修正を要求する。近年、イスラーム諸国においてみられる金融制度

改革の動きは、この後者の主張の具体的あらわれとして、みることができる。

ところで、利子徴収の禁止とは対照的に、コーランにあつては、商取引にもとづく利益の獲得はこれを認める立場をとっている。「アッラーは売ることを許したもリバーの徴収を禁じたもう」(注6)、と述べられていることによる。ここで述べられている商行為には、通常の商取引、投資行為、延べ払いなどが含意され、仲介料の徴収も追認されている。今日、普通にみられる為替業務や株式売買も、シャリーアに照して合法となる。

貸付けによる剰余利得である利子(注7)が強く非難されるのは、これが不労所得であるとの認識があり、一方で投資資本からの利得である利潤もしくは売買差益が容認されるのは、これが当事者の危険負担を前提とした労働・事業報酬である、との認識があるからであろう(注8)。

利子徴収の禁止規定の存在を指して、イスラーム社会が経済的合理主義精神を欠いている、とする意見がみられる。利子徴収を罪悪視する思想が、他民族(とくにユダヤ教徒)によるイスラーム教徒の搾取もしくは経済的浸蝕を容易にし、また利子禁止論のために、イスラーム社会の資本蓄積が損われてきたとする指摘がある(注9)。利子徴収の禁止が、資本蓄積にとってどの程度障害となったか否かの考察はさておき、禁止の規定が経済生活上、多大の不便あるいは不満を呼んだであろうことは容易に想像される。このような事態に対応する現実的な手段として、擬装利子を求めて、多くの脱法行為が考案され、実施されたことが知られている(注10)。

イスラームは、周知のように、信仰と社会制度の二つながらに深くかかわる原理である。イスラームはこれまで、信仰であるとともに、政治でもあり法律でもあった。近年、経済制度の上でイスラーム的要素を実定法にとり入れる国が増えており、シャリーアにもとづいた思考様式が、イスラーム諸国の経済活動や商行為に次第に反映しはじめている。上述のような利子徴収禁止のイスラーム思想も、さまざまな形をとって、現実の経済生活に導入されはじめている。

イスラーム諸国の金融制度に、現在、この利子徴収禁止の思想はどのように反映し、具体化されているであろうか。以下に考察してみることにする。

2. イスラーム銀行の拡大

金融機構におけるイスラーム思想の導入は、現在、イスラーム銀行(Islamic Bank)の開設という形で具体化し、拡散しつつある。イスラーム銀行とは、シャリーア

に準じて運営が行なわれる金融機関であり、具体的には、利子の支払い・徴収を伴わず、かつ資金の預託および運用が、契約者間の平等なる危険負担のうえに行なわれる金融機構である。

第1表は、過去10年間にみられたイスラーム銀行の設立状況を示している。これらの銀行は、いずれも無利子運営を原則としており、利子支払いおよび徴収に代わるその運営の基本的メカニズムは、以下に略述するいくつかの契約形式に立脚している。

イスラーム金融制度は、預金者—銀行—貸付先の三者の関係が、シャリーアに反しない形で有機的に結合されたものであることを、前提とする。

最も代表的な契約形態は、「ムダーラバ」(mudāraḥa) (注11)と呼ばれるものである。これは、後述するように、「利益・損失分担」(profit and loss sharing)契約であり、利子に代わって運用収益の配分が行なわれるものである。すなわち「ムダーラバ」契約の下では、資金の提供者(rab al-māl)と、その資金の運用者(mudāreb)が存在し、前者は後者に資金を信託し、後者は受託者もしくは代理人としてその運用に当たる。一定期間後に収益が発生した場合、委託者および受託者は、あらかじめ締結された契約条件にしたがってこの収益を分配する、というものである。一般的には、受託者は収益の一部を報酬として受取り、残余の部分を委託者に配分する。

この契約の下では、かりに損失が発生した場合、受託者は自己の過失や違反行為によるものでないかぎり、損失部分についての責任を問われない。損失部分は、委託者の負担となる。かりに受託者に重大な過失があった場合、受託者はその損失部分を補償する責任があるが、その場合でも、得べかりし利益(逸失利益)に対する補償は行なわれない。

この「ムダーラバ」に概念的に類似した契約として、「ムシャーラカ」(mushāraka) (注12)がある。「ムシャーラカ」契約の下では、銀行は単なる資金提供者ではなく、自から共同出資者として当該プロジェクトに参画する。すなわちこの契約は、複数参加者による資本やノウ・ハウの相互提供によって事業を行なう方式である。上記の「ムダーラバ」契約の下では、資金提供者は運用に関して発言権がないが、「ムシャーラカ」契約の下では、参加者に出資比率に応じた発言権がある。したがって、その資金運用によって一定の収益が生じた場合、収益の配分は出資比率に応じて行なわれ、逆に損失が生じた場合も、出資比率に応じた負担が前提とされる。

「ムダーラバ」および「ムシャーラカ」に比べその運用比率は低い、「イジャーラ」(ijāra) (注13)契約がある。これは一種の賃貸契約であり、銀行は主として資本財の購入を行ない、これを企業に賃貸して賃貸料を徴収する。賃貸料は、当該機械・設備の減価償却費プラス資本コストになるが、このコストは一種の擬装利子と考えられる。

以上のほかに、「ムラーバハ」(murābaha) (注14)なる契約がある。これは一種の消費者信用ローン契約であり、個人に対する場合は商品の割賦販売契約であり、企業や政府機関に対する場合には輸入財の延べ払い契約となる。

この「ムラーバハ」契約で入手される報酬は、マージン(margin)もしくはマーク・アップ(mark-up)である。これが定率をもって行なわれる場合は利子概念と変わらないが、原価に対する加算額あるいは売買差益と考える場合には、シャリーアで容認された報酬となる。

このように、近年増大をつづけるイスラーム銀行は、利子徴収に代わる収益の獲得を、上記の諸契約にもとづく資金調達および運用によって行なうことを原則としている。少なくとも、イスラームの名を冠したこれらの銀行においては、その運営がシャリーアの規定に準拠しているか否か、あるいは新事業が合法性を持つか否かについて、それぞれの国のイスラーム教義に関する審議機関の監査を受けることを建前としている。

イスラーム銀行の開設は、近年、イスラーム文化圏以外の地域においてもみられる。第1表にみられるように、ルクセンブルグやジュネーヴ、さらにはロンドンにも、シャリーアに準拠した金融機関の設立が行なわれている。

82年にロンドンに設立されたIFHは、78年にルクセンブルグに設立されたIBSIH(第1表参照)の全額出資によって、設立されたものである。このIFHの特色は、200万人とも言われる在英ムスリムの資金吸収を目的としている点にあり、パーミンガムやリーズなど、比較的ムスリム人口の稠密な地域での活動に重点が置かれている(注15)。

このように、今日、シャリーアの規定に準拠した運営を標榜するイスラーム銀行は、イスラーム圏の内外にわたり、さまざまな形態をとって、漸次拡大しつつある。しかしこれらのイスラーム銀行は、大勢を占める既存の非イスラーム金融機構の中で、一つの局地的現象として、あるいはイスラーム化の橋頭堡として設立されてい

第1表 イスラーム銀行設立一覧

設立年	銀行名	本店所在国	払込資本金	出資者等
1972 1975	Nasser Social Bank Dubai Islamic Bank	エジプト アラブ首長国連邦	400万 (£ E) 5000万 (D h)	エジプト政府(100%) クウェート政府(10%), ドバイ政府(10%), 個人(80%)
1975	Islamic Development Bank	サウジアラビア	7億6835万 (I D)	サウジ政府(25.64%), リビア政府(16.03%), U A E (14.1%), クウェート政府(12.82%), その他(31.41%)
1977	Faisal Islamic Bank of Egypt	エジプト	1896万 (\$)	エジプト政府・個人(51%), サウジその他アラブ個人(49%)
1977	Faisal Islamic Bank (Sudan)	スーダン	447万 (£ Sud)	スーダン政府・個人(40%), その他イスラーム諸国(60%)
1977	Kuwait Finance House	クウェート	246万 (K D)	クウェート政府(49%), クウェート個人(51%)
1978	Islamic Banking System International Holding S. A.	ルクセンブルグ	1000万*(\$)	
1978	Jordan Islamic Bank for Finance and Investment	ヨルダン	267万 (J D)	一般(100%)
1979	Bahrain Islamic Bank	バハレーン	575万 (B D)	バハレーン政府・個人, クウェート政府, DIB, IDB, その他
1981	DMI (Dar al Mal al Islami)	スイス (ジュネーヴ)	10億*(\$)	
1982	Islamic Finance House	イギリス (ロンドン)	5000万*(£)	IBSIH(ルクセンブルグ)

(出所) MEED, *Middle East Financial Directory*, 1982他。

(注) * 授權資本。

るわけではない。むしろその背景には、イスラーム諸国における金融機構の全般的なイスラーム化の動きがあり、その反映として現出しているものと理解することができる。そこで次に、利子徴収禁止のイスラーム思想が、今日、個々のイスラーム諸国においてどのように受けとめられ、制度化されているか、その実態を、いくつかの国について考察することにしたい。

3. イスラーム諸国における無利子金融の実態

(1) サウジアラビア

サウジアラビアにあつては、利子徴収禁止のイスラーム思想にもとづき、無利子金融の原則が導入され、現在国内金融制度では「利子」なる用語は使用されていない。中央銀行であるサウジ通貨庁(SAMA)は、通貨の発行、外貨準備の管理、商業銀行の規制など、通常の中央銀行としての機能は有するが、利子否定の建前上、国内金利水準の決定にかかわる公定歩合の操作を、行っていない(注16)。

政府系銀行であるサウジ工業開発基金、サウジ信用銀行、サウジ農業銀行などでは、いずれも利子に代えて手数料(umūla)の徴収を行なっている(注17)。

一方、定期性預金に対しては、プレミアムの名で配当が支払われている。配当性向は現在15%前後の水準にあるが、原則的には銀行間に競争原理が導入されているた

め、預金者による運用先の選択が行なわれ、ある意味では預金者のプレミアム(金利)選好を刺激する傾向を生んでいる。

サウジアラビアは、イスラーム世界の盟主をもって任じており、ジェッダにはイスラーム諸国の地域開発機関であるイスラーム会議機構(OIC)の本部がある。75年10月に、同機構の決議により、イスラーム圏の福祉のための相互協力を目的として、イスラーム開発銀行(IDB)が設立された。主な出資国は、サウジアラビア、リビア、アラブ首長国連邦、クウェートの4カ国である。同行はいわばイスラーム圏のIMFにあたるものであり、これまでに無利子融資を前提に(注18)、主として非産油イスラーム諸国の経済開発プロジェクトに対し、多額の資金援助を行なっている。

なおサウジアラビアには、女性隔離のイスラームの慣習に合わせ、女性顧客のみを対象とする女性銀行が設立されている。

(2) アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦では、連邦結成後の1971年暫定憲法において、シャリーアが立法の根源とされることが規定されており、経済運営の基本原則にイスラームの思想が反映している。

81年12月に、既存のアラブ首長国連邦通貨局(Currency

Board)が中央銀行に改組され、国内金融機構の統合・整理がすすめられている。新設の中央銀行は、サウジアラビア同様、公定歩合操作は行っていない。もともと、金融機関による利子の支払いもしくは徴収は一般に行なわれており、近年、利子支払いの合法性をめぐり、訴訟問題が起きていることが報じられている(注19)。

なお、無利子を建前とするイスラーム銀行として、75年にドバイ・イスラーム銀行(Dubai Islamic Bank)の設立が行なわれている。

(3) クウェート、カタール

クウェートを初めとして金融機構が近代化されたこれらの国では、利子の徴収や支払いに関するイスラームの思想は、かならずしも厳格には実施されていない。しかし、固定的な金利体系を維持することで、少なくとも高金利への歯どめはかけている。

一般商業銀行の場合、貸出し金利は中央銀行によって上限が設定されている。現行金利は、1年未満の非保証ローンには8.5%、保証ローンで、しかも生産的な活動(注20)に投資される貸付けには7%と、設定されている。一方、預金利子率については、4.5%の最低保証利子率が設定されている(注21)。

このように金利を固定し、金利操作で利潤をあげないように指導されているため、近年における海外金利の上昇の結果、資金が海外金融市場(主としてヨーロッパ)に流出するという傾向を呼んでおり、金融立国を目指すこれらの国にとって、国内流動性の不足という矛盾が生じている。国内市場には違法高金利が出回っており、金利体系の見直しの声が出ているが、金利の引上げはシャリーアの規定に抵触するとの意見が一般に強く、大幅な改定は行なわれにくい状況にある。

カタールも、欧米高金利の影響を受けた資金流出の問題を抱えている。カタールの場合、とくに問題が大きい。同国の国内金利は、貸出しの場合7~9.5%、預貯金の場合4~6.5%の水準であり、80年半ばの時点では、ドルとの金利差は10%以上に広がっている(注22)。

ところでクウェートには、第1表のように77年3月に、クウェート金融(Kuwait Finance House: KFH)という名称を持ったイスラーム銀行が設立されている。

クウェート金融は、財務省、ワクフ省を初めとするクウェート政府系資本49%、民間資本51%により設立されたもので、資金運用は貿易金融をはじめ、海外証券投資、不動産取得、イスラーム諸国におけるプロジェクト参加、などとなっている。同行の実績をみると、80年度の

営業利益は4400万ドル、また預金者への支払い配当率は平均6%となっている。この率は、商業銀行が支払う普通預金利子率4%よりも高い水準である(注23)。

(4) ヨルダン

相つぐイスラーム銀行の開設の流れに乗って、ヨルダンでも、79年9月に、ヨルダン・イスラーム投融資銀行(Jordan Islamic Bank for Finance and Investment)が開設された。開設以来80年末までの実績をみると、預金残高は1200万JD(4000万ドル)と、当初の予定どおりに拡大している。

同行の発表によると、預金の大部分は少額預金者によるものであり、同行の開設とともに、シャリーアに準じた同行の預金運用方式に共感して、一般商業銀行からシフトした預金であるという。

預金残高の約60%は同行の「投資口座」(Investment Account)に向けられており、資金は商業取引(とくに輸入貿易)、農工業長期プロジェクト、不動産などを対象に運用され、これまでの配当率は1年を超える定期性預金で、8.2%となっている(注24)。この配当率は、既存の一般商業銀行の預金利子率が1年もので7~7.5%の水準にあることを考えると、十分競争力があるものである。

(5) エジプト

イスラーム圏で、最初に近代的な経済組織が導入された国は、トルコとエジプトである。とくにエジプトは、金融部門において、他のイスラーム諸国に先がけて、民族的な資本による最初の銀行であるミスル銀行(Bank Misr)を、1920年に創設した。

現在のエジプトは、故サダト政権時代に推進された門戸開放政策の下で、国民経済の運営に資本主義メカニズムを、漸次導入してきた。銀行制度においても、1974年公法(Public Law)43が施行されて以来自由化の方向にすすみ、現在、中央銀行を頂点として50行を越える商業銀行、特殊銀行および外国銀行支店が存在する。

経済運営におけるイスラーム思想の適用は、他のイスラーム諸国においてみられるほどには厳格ではない。しかし大統領暗殺の経緯にみられたムスリム同胞団の存在とその影響力は、今後、新政権下の経済運営に、よりイスラーム的規制の導入を要求する動きをもたらすものと思われる。

イスラーム銀行としては、現在国内に、72年設立のナセル社会銀行(Nasser Social Bank)と、77年設立のファイサル・イスラーム銀行(Faisal Islamic Bank of Egypt)

の2行が存在する(注25)。前者は全額エジプト政府の出資になるもので、年金、社会保険基金、ワクフ省収入、ザカート基金などを財源とし、また後者は、サウジアラビアの41%出資になるものである。

これらの銀行は無利子を原則とし、各種プロジェクトに投資して資金運用を図り、配当支払いをもって出資者に収益還元を行なっている。通常の預金形態(当座、普通)のほかに、既述のムダーラバ契約にもとづく「投資預金」の口座が開設されており、預金者は銀行が募集する投資プロジェクトのあるものを自ら選び(注26)、資金の運用を委ねるという方式をとっている。

(6) イラン

革命後のイランは、政治、経済、軍事その他の新国家の諸制度を、イスラームの諸原則を基礎として制定することを宣言した(注27)。

経済制度に関しても、いち早く銀行・保険企業の国有化を実施するとともに、経済的自立の達成を旨とし、外国による経済的搾取を防止し、農・工業の生産強化による自給自足体制を確立し、利子徴収・独占・物資隠匿などの不法かつ不正な経済行為の禁止を、宣言した(注28)。

このようなイスラーム経済体制樹立の主張の中で、金融制度はどのように再編されつつあるであろうか。

79年12月に、パニサドル元大統領(当時蔵相)は、銀行の国有化と再編成を行ない、銀行数は工鉱業開発銀行(IMDBI)などの特殊金融機関を含めた37行から、一挙に10行に統合された。

革命後のイランの金融制度の特徴は、利子の扱い方に反映されている。すなわち預金の場合、銀行は預金者に対して「最低保証利益」(minimum guaranteed profit)を確保し、これを越えて銀行に利益が発生した場合、その配分を余剰配当金として支払うというものである。この最低保証利益率として、普通預金に7%、定期性預金に8.5%が設定されている(注29)。

一方、銀行による貸付け、信用供与に関しては、利子に代わり、4%の「手数料」(commission)が徴収されることになった。ただし、銀行の貸付けは単なる融資ではなく資本参加であるとの認識から、当該企業・機関に対し、預金の場合と同じく一定の最低保証利益率が要求されている。この最低保証利益率は産業によって異なるが、農・鉱・工業および商業・サービス部門については6~8%の水準にある(注30)。この結果、手数料と最低保証利益率とを合算した融資還元率は最大12%となり、パービー国王時代の公定利率であった14%より若干低利

の水準となっている(注31)。

このように、革命後イランの金融機構では、「利子」は固定的な最低保証部分と、流動的な収益還元部分とから構成されることになった。それは、「利子徴収自由の原則」から「利子徴収禁止の原則」への過渡的方策としてではなく、両原則の折衷策として実施されているところに特徴がある。イスラーム世界ですみれられている金融制度のイスラーム化現象を考える場合、一つのモデルを提供しているものとして注目されるものである。

以上において概観したように、今日イスラーム諸国のいくつかにおいて、無利子金融制度は現実導入され、機能している。これらイスラーム国家の中で、その導入が、より組織的に行なわれている国としてパキスタン・イスラーム共和国に注目し、同国におけるイスラーム化の実態を以下に考察することにする。

(注1) ヨハネス・クラウス『回教の経済倫理』明治書房 1944年 93ページ。

(注2) コーランは、各所で「リバー」を禁じている。第2章275, 276, 278, 279各節、第4章161節、第30章39節、等。

(注3) 「出エジプト記」第22章25節、「レビ記」第25章36節、「申命記」第23章19, 20節、「ルカ伝」第6章35節、等。

(注4) 大塚久雄『宗教改革と近代社会』みすず書房 1964年 65ページ。

(注5) クラウス 前掲書 97~102ページおよび遠峰四郎「イスラーム法」(『慶応通信』1976年)81~82ページ。

(注6) コーラン、第2章275節。

(注7) サミュエルソンによれば、利子は貨幣の使用に対する価格(price)もしくは賃貸料(rental)である(Samuelson, P., *Economics*, 第4版, ニューヨーク, McGraw-Hill, 1958年, 285ページ)。

(注8) ハディース(Hadith)によれば、最良の収入は、正しい商売によるものか、自分自身の労働によるものである。

(注9) ロダンソンは、このような見方に反論し、イスラームにみられる宗教的諸観念は、規制要因として経済的行為を阻害あるいは促進させるような性格のものではなく、資本主義的経済行為に対して中立的である、と述べている(Rodinson, Maxim 著, Brian Pearce 訳, *Islam and Capitalism*, サフォーク, Allen Lane, 1974年, 76~117ページ。なおほかに、

Turner, Bryan S., "Islam, Capitalism and Weber Theses," *British Journal of Sociology*, 第25巻2号, 1974年6月, 230~243ページ。

(注10) クラウス 前掲書 102~104ページおよび Rodinson, 前掲書 40~43ページ。

(注11) J・シャハトの下記資料の巻末 Glossary によると, その意味は "sleeping partner" である (Schacht, Joseph, *An Introduction to Islamic Law*, オクスフォード, Clarendon Press, 1964年)。

(注12) J・シャハトの Glossary には「ムシャラカ」の説明はなく, 代わりにその語幹 シャリーカ (Sharika) を "partnership", また sharika māl を "joint partnership" としている。

(注13) イジャーラは "hire and lease" (シャハト前掲書)。

(注14) ムラーバハは "resale with a stated profit" (シャハト 同上書)。

(注15) *Mideast Market*, 1981年11月30日号, 9ページ。

(注16) もっとも, 実際の取引の便宜のため, 国内大手銀行によるコール市場のレート決定が行なわれており, 日々相場が立っている。

(注17) 手数料の水準に関しては, SAMA との間に統一的な協定が締結されている。なお商業銀行は, 企業への貸出しについては, 各行独自のプライム・レートを設定している。

(注18) ただし, 2.5~3.0%の手数料を徴収する。

(注19) 利子支払いの是非をめぐる, 現在いくつかの訴訟問題が起きているが, ドバイで起きているケースは, 概略以下のようである。

すなわち, 1978年, ドバイの首長 Sheikh Rashid の甥にあたる Sheikh Mohammad al Khalifa bin Makhthoum は, ドバイのデイラ (Deira) に賃貸を目的とした大規模な金の専門店街 (Gold Souk) の建設事業を計画し, その資金として, National Bank of Abu Dhabi を幹事銀行とする国際銀行団から, 年2.25%の利付き条件で総額1600万ドルの融資を受けた。しかしこの事業はその後, 金投機熱の冷却もあって, 賃貸料収入の見込み違いが明らかとなり, 挫折した。このため, 第1回の利子返済もとどこおることになり, 銀行から返済の督促をうけるようになった。

これに対し, Sheikh Mohammad は, イスラーム立国であるアラブ首長国連邦においては, 利子の徴収は

シャリーアに反するとして, 支払いを拒否する態度に出た。

かれによれば, シャリーアの下では, 銀行融資に対する報酬は利子ではなく, 収益があった場合の配当である。しかし今回のケースは, 収益が生じなかったのであるから, その結果については銀行も負担をしなければならない, という論拠である。

銀行側はこの問題を, イギリスの裁判所に持ち込んだ。ロンドンの英高等法院 (British High Court) は, イギリス法 (English Law) にもとづいた裁定として, 被告 Sheikh Mohammad に元利合計で1800万ドル (利子分約200万ドル) の支払いを命じた。しかし被告はこれを不満として, 事件をアラブ首長国連邦内にあるイスラーム法廷に持ち込み, 現在係争中である。

関係者は, イスラーム法廷が利子支払いを違法とする裁定を出すことは疑いなく, したがってこの訴訟問題の解決は長びくであろうとみている (*Quarterly Economic Review of U. A. E.*, 1st Quarter, 1981年, 14ページ他)。

(注20) 生産的活動というのは, 具体的には輸出入および建設部門を指す。

(注21) Central Bank of Kuwait, *Economic Report for 1980*, 70ページ。

(注22) *Mideast Market*, 1980年9月8日号, 8~9ページ。

(注23) *Mideast Market*, 1981年3月23日号, 6~7ページ。

(注24) ちなみに, 1年定期には7.4%, 3カ月通知預金には5.8%, 7日前通知預金には4.1%の配当が支払われている。

(注25) 第3のイスラーム銀行として全額エジプト国内資本による「イスラーム投資開発国際銀行」(IBID)の設立が計画されている。

(注26) 預金者がプロジェクトを指定せず, 銀行に投資先を委ねる場合もある。

(注27) 日本イラン協会編『イラン・イスラーム共和国憲法』1979年 第4条。

(注28) 同上 第43条。

(注29) ただし, 当座預金には最低保証利益はつかない。

(注30) なお建設部門については, 政策的な見地から, 4%の手数料徴収だけにとどめられている。

(注31) *Mideast Market*, 1980年3月24日号, 5

～6 ページ。

II 無利子金融制度

——パキスタンのケース——

1. ジア政権とイスラーム化政策

1977年7月5日、無血クーデターによって政権を掌握したジア・ウル・ハック (Zia-ul-Haq) パキスタン陸軍参謀長は、ブットー (Bhutto) 前首相を「保護拘禁下」に置くとともに、全政党の政治活動を禁止し、軍政を施行した。

ジア政権はもともと、77年3月のパキスタン総選挙の不正をめぐる与野党の紛糾を収拾する目的で登場したわけであるが、政権樹立とともに、ブットー前政権の「社会主義化」路線に対するアンチテーゼとしての性格を強調し、代わって国内統一の手段として、イスラームへの回帰を前面に押し出しはじめた(注1)。

ジア参謀長は、クーデター直後の全国放送で、「イスラームの名の下に建国されたパキスタンは、イスラームの教えに忠実であってこそ存続しうる。イスラーム体制の導入は、この国にあっては不可欠の前提である」(注2)と述べ、政治、経済および社会体制のイスラーム化の方向を示唆した。

その後のイスラーム化の動きは、きわめて広範囲にわたるものである。とくに、再編・強化されたイスラーム教義評議会 (Council of Islamic Ideology: CII) の手になるイスラーム体制 (nizam-e-Islam) 確立のための 答申書が、78年9月に政府に提出されて以降、この動きは強まった。

これまでに行なわれた主なイスラーム化政策には、シャリーア法廷の設置、イスラーム刑法 (ハッド: hadd) (注3)の導入、村落評議会の復活、分離選挙制度の復活(注4)、政党結成の規制(注5)、イスラームの全宗派・学派による神学者大会の開催、イスラーム大学の設立、女子総合大学の新設、イスラームの教義・伝統の学習強化、アラビア語学習の重視、などが指摘できる。

経済分野では、後述するように、無利子金融制度の導入、ザカート・ウシュルの徴収、ワクフ地の返還(注6)、イスラーム商工会議所の開設、などが行なわれている。

イスラーム化の動きは、日常生活のすみずみにも浸透しはじめており、テレビ、ラジオ、出版物などの情報メディアに対する規制の強化、飲酒、賭博の禁止、裁判官、公務員、女性の服装に関するさまざまな規定の遵守が、イスラームの名の下につきつぎと実施されている。

このようなイスラーム化の拡大の動きは、パキスタンの場合、現政権によるいわば上からの強力な働きかけによって推進されている点が、注目される。

既述のように、ジア現政権は、ブットー前政権の社会主義化政策との訣別を機に、新たな国内政治・社会の統一・指導原理として、イスラームの復権を打ち出した。たしかにイスラームは、政治的・社会的に多様な問題を抱えるパキスタンの国内統一手段としては、考えうるかぎりの最大公約数であるとみることができる。イスラームはパキスタンの国是であり、イスラーム国家の樹立こそが、パキスタン建国の崇高な理念であった。この意味で、パキスタンのアイデンティティーをイスラームに求めようとする基本政策は、建国の精神に立ち帰ることを呼びかけたものであり、何人も反対しえぬ原則の確認である(注7)。

しかし、現行のイスラーム化の推進が、軍政の継続の下で行なわれ、現政権の存続の口実として利用されていることもまた事実である。イスラームへの回帰にはかならずしも批判的でない人びとの間でも、イスラーム化政策が現軍事政権の延命策に利用されていることには批判的である。

一方、現政権の推進するイスラーム化政策は、国際的な動きと連動していることが注目される。すなわち、中東産油国の国際発言力の高まりと、イスラームの復権という大きな時代の流れに呼応し、この流れに積極的に共鳴することによって、パキスタンのイスラーム立国であることを強く印象づけ、これらイスラーム産油国の持つ巨大な余剰資金とマーケットをパキスタンの開発計画にリンクさせる、という基本戦略がそこに存在する。

この対外基本戦略には、パキスタンの産業界も重大な関心を払っている。もともとパキスタンの民間資本(注8)は、ブットー前政権による主要産業国有化の苦い経験を持っている。ジア現政権になって、前政権の社会主義化路線が修正され、民間資本への投資インセンティブが新たに提供されはじめたことには、歓迎の意向を強めているものである。しかし一方で、国内におけるイスラーム化政策が、本来合理的であるべき経済活動に、非合理的な要素を持ち込むことになるのではないかとする危惧も、強く抱かれている。

産業界の危惧はとくに、利子徴収禁止思想の導入に対して向けられている。すなわち、既存の金融制度に対する利子徴収禁止のイスラーム思想の導入は、イスラーム化の動きが、経済活動の中核部分に及んだものとして重

大な関心が払われているのである。無利子金融のこころみは、パキスタン経済にとって明らかに、一つの大きな実験と言えるものである。

そこでつぎに、パキスタンにおける無利子金融制度導入の経緯と、この制度の持つメカニズム、そして実施の実態に関して、順次考察してゆくことにする。

2. 無利子金融制度導入の経緯

ジャ政権の誕生後間もなく、77年11月に、イスラーム教義評議会はいち早く、無利子銀行制度の確立をめざした専門委員会の設置を勧告した。評議会の勧告と並行して、イスラーム神学者協会 (JUI) および保守派のパキスタン国民連合 (PNA) も、無利子金融の導入を主張した。ジャ政権はこの動きを受けて、翌78年7月にカラチ商工会議所において、新金融制度の導入を検討中であることを表明した。

10月に入り、ジャ大統領は遊説先のファイサラーバード (Faisalabad) において、無利子経済の導入時期の近いことを示唆するとともに、イスラーム税制としてのザカートおよびウシュルの導入計画が、すでに作成されていることを表明した。

無利子経済導入の予定については、大統領の発言を補強する形で、経済閣僚による発言もみられた。すなわち同年11月に行なわれた記者会見で、クルシード (Khurshid) 計画委員会副委員長(注9)は、無利子経済の導入はまず投資金融機関から着手され、つぎに商工業銀行業務、そして最後に国際取引部門へと、3段階のステップを経て導入されると表明した(注10)。

パキスタンにおける無利子金融制度は、このような経緯を経て、結局、79年7月の政府系3特殊金融機関による無利子貸付けの実施と、81年1月の一般商業銀行における無利子預金口座の開設によって、具体化した。

79年7月1日に行なわれた、特殊金融機関による利子徴収廃止の措置は、利子廃絶の第1段階として着手されたもので、実施担当機関として、既存の国民投資信託 (National Investment Trust: NIT)、住宅建設融資公社 (House Building Finance Corporation: HBFC)、およびパキスタン投資公社 (Investment Corporation of Pakistan: ICP) の3機関が指定された。

新制度の下での住宅金融公社の運営は、つぎのように変更された。すなわち公社は、住宅建設予定者に対し所定の建設資金を貸付ける場合、利子徴収に代えて、一定の見直し家賃収入額相当の支払いを受ける、というものである。この見直し家賃収入額の算出は、市場価格をベ

ースとした土地収用費、建設費、その他用役費を勘案して決定される。現状では、既存の返済利子率よりも低目に設定されるよう、政策的に指導されている(注11)。

一方、国民投資信託やパキスタン投資公社における資金の運用も、利子に代えて、投資先企業の収益配当を受けるといった形に変更された。

国民投資信託の場合、現在契約ユニット数は7万、投資額は10億6000万ルピー、投資先企業数は204に達している。投資分野別では、燃料・電力産業に全体の約30%が、繊維産業に同じく15%が、投資されている(注12)。

なお国民投資信託では、契約者保護の立場から、1972/73年度以来、最低保証配当 (minimum guaranteed dividend) が設定されている。この最低保証配当の一部は、政府の補助金として支出されており、政策的な考慮が強く働いている(注13)。

利子廃絶の基本政策は、このように、まず三つの特殊金融機関において実施された。この新制度実施の経過をふまえて、イスラーム教義評議会はつぎに、一般商業銀行における利子廃止の導入の検討に入った。

80年6月に同評議会は、118ページの報告書を政府に提出し、経済活動から一切の利子を排除することが、イスラーム化の推進にとって決定的に重要であると主張した(注14)。評議会はつづいて同年9月に、政府に対し、利子の完全排除の具体的日程を迫り、81年中に新制度が導入されるよう強く勧告した(注15)。

ジャ政権はその後この評議会の勧告を受けて、エコノミストおよび金融関係者による実務的な実施手続きの検討を重ねた(注16)。そして、80年12月24日付きで関連銀行法の改正手続きを終え(注17)、翌81年1月1日に、パキスタン史上初の無利子銀行口座の開設に踏み切った。

無利子預金口座は、さし当たり、国有の五つの商業銀行において、既存の一般利付預金口座と併設する形で開設された。政府はこの併存状態が、無利子金融制度の完全実施までの過渡的な措置であると述べている。しかしイスラーム教義評議会は、暫定的な実施形態に強い不満を表明している(注18)。

3. 無利子金融制度のメカニズム

パキスタンの無利子金融制度は、正式には「利益損失分担」(profit and loss sharing, 略称 PLS) 方式と呼ばれる。すなわちこの PLS 方式の下では、銀行は、預金者から預った資金をさまざまな形で運用し、一定期間後に生じた「収益」(profit)を、預金者に、その預金額に応じた配分するというものである。預金者と銀行の間には、

固定的な報酬（利子）が設定されておらず、したがって制度上は、利益に代わり「損失」(loss)が発生した場合でも、預金者と銀行との間でこの損失の「分担」(sharing)が行なわれることになる。

一方、銀行と資金運用先との間にも、固定的な貸付け利子は設定されない。貸付先企業もしくは機関は、銀行からの借入れ資金に自己資金を加えた総額（投資資金総額）をもって事業を行ない、一定期間後に生じた利益（もしくは損失）を銀行との間で、その出資比率に応じて配分することになる。この場合、銀行は単なる融資者ではなく、当該事業への参加者として位置づけられており、企業収益が大きい場合は銀行収益もそれに比例して大きくなる、という単純比例配分が前提とされている。

このような、預金者、銀行および企業の3者にまたがる関係は、既述のムダーラバもしくはムシャーラカと同じ原理に立脚したものである。その関係を図示すると、第1図のようになる。

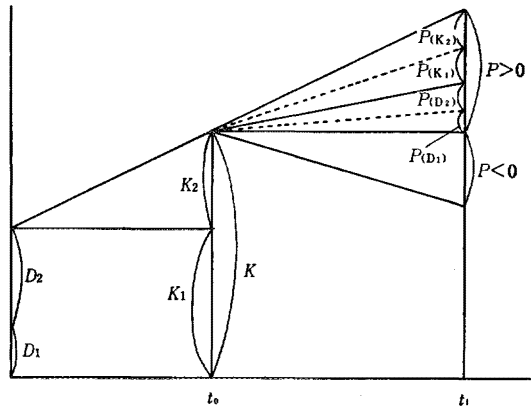
図で、 D_1 = 預金者1の預金額、 D_2 = 預金者2の預金額、 K_1 = 銀行融資額 (= $D_1 + D_2$)、 K_2 = 企業自己資本額、 K = 総投資額 (= $K_1 + K_2$)、 P = 収益（ただし、 $P > 0$ ）である。

図に示されるように、 t_0 期において投下された総投資額 K の運用によって、 t_1 期に収益 P が生じたとすると、この P の配分は原理的にはつぎのように行なわれる。すなわち、まず企業への収益配分 $P_{(K_2)}$ と銀行への収益粗配分 $P - P_{(K_2)}$ が、両者の出資比率 ($K_2 : K_1$) に応じて決定される。ついでこの銀行への粗配分額が、銀行と預金者の間で折半され、銀行への純配分額 $P_{(K_1)}$ が決定される。最後に、折半された残余の部分が、預金者 D_2 および D_1 の預金比率 ($D_2 : D_1$) に応じて、それぞれ、 $P_{(D_2)}$ および $P_{(D_1)}$ として決定される(注19)。

損失が発生した場合にも、その損失相当分は、出資者の出資比率に応じて分担されることになる。このような利益・損失をシェアしあうという発想は、イスラームの思想がすべての契約において、当事者の双方が利害を共有せねばならないと定めていることによるものである。ただし利子の徴収は、一方が損失を受けた場合でも、他方は一定の利益を確保することになり、イスラームの説く公平の原則に抵触することになるからである。

ところで、前掲の第1図では、預金者、銀行および企業の3者の間の収益配分法が、単純にそれぞれの出資比率に応じて行なわれるというケースであった。配分比率を出資比率に対応させることは、原則的な考え方として

第1図 資金の運用と配分



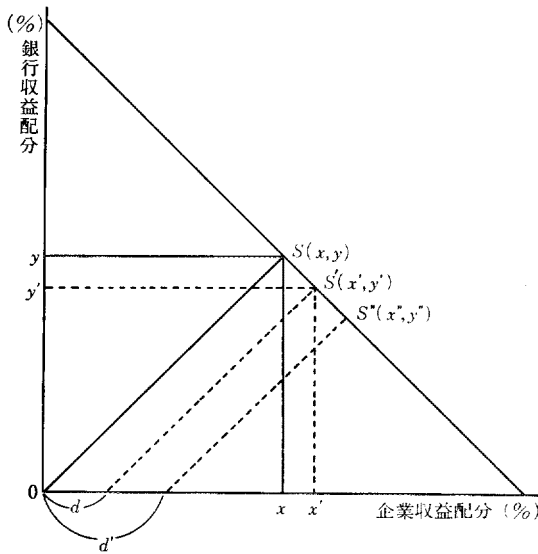
は認められようが、現実的妥当性という点では問題がある。

たとえば、預金者と銀行との間では、損失が発生した場合、預金者保護の対策は全くとられないままでよいのであろうか。銀行は預金者保護のため、最低保証収益として一定割合を、あらかじめ確保しておくべきではないのであろうか。あるいはこの PLS 制度の下で、金融機関が利益隠しを行なった場合、預金者への還元部分は少なく押えられがちにならないのであろうか。

これらの点については、すでに実務家やエコノミストによる批判や提案が出されている。たとえば、パキスタン最大の銀行であるハビブ銀行 (Habib Bank) のカーン (A. J. Khan) 会長は、銀行による虚偽の決算報告によって損失もしくは過少利益が計上され、預金者への収益還元が意図的に損われることを防止するため、標準利益率 (normal rate of profit) なる概念を導入する必要があることを主張している(注20)。それは、資金が一定の政策条件の下で平均的な効率をもって運用された場合に期待される、投資収益率のことである(注21)。この標準収益率をあらかじめ設定しておくことによって、預金者への収益配分の最低保証を確保しようとするもので、既述のイランにおける新金利体系の基本政策と発想において類似している(注22)。

一方、銀行と企業との間の収益配分法については、どうであろうか。銀行および企業の収益還元率は、それぞれの出資比率に応じてなっているが、単なる資金提供者である銀行と、多大の経営努力を要求される企業・機関とが、同列に扱われることには当然疑問が生じる。そこで、上述の預金者と銀行との間においてみられ

第2図 分益点の決定



たと同じように、収益からあらかじめ一部分を控除し、これを当該企業の経営努力に対する基礎報酬部分として規定し、残余の部分それぞれの出資比率に応じて配分する、という方策が考えられてくる。これは、換言すれば、企業者職能に対して一定の評価を与えるものであり、究極的には経済政策のあり方にもかかわってくる性質を持っている。

このように、預金者、銀行、企業の3者にまたがる収益配分法に一定のウェイトづけをすることによって、単純比例的な配分法に、ある程度の政策誘導的な要素を導入することができる。この間の関係を図示すると、第2図のようになる。

図で、接点 $S(x, y)$ は、収益が銀行と企業との間で等しく配分された場合の分益点である。この場合、 x と y は、それぞれ企業および銀行への収益配分比率であり、 $x+y=1$ (ただし、 $x=y$) の関係にある。いま仮に、企業者報酬部分として収益の一定割合 d を控除し、残余の部分折半したとき、その分益点は $S'(x', y')$ となる。この場合、 x' および y' の値はそれぞれ、

$$x' = x + d(1-x), \quad y' = y - d(1-y)$$

である。この d の値を大きくすることによって、分益点 S は、 S' 、 S'' へとシフトし、限りなく x 軸に近づく(註23)。

このように、企業者報酬分として d を設定することは、上述のように企業者職能に対して一定の評価を認めることであり、 d の値の引上げは、企業者に対してそれ

だけ企業インセンティブを与えることになる。したがってこの d の値を操作することは、金融・財政政策上の一つの政策手段としてとらえることも可能となる。すなわち中央銀行は、景気刺激のためには企業への収益分配率 d を引上げて企業行動へのインセンティブを提供し、金融引締めの場合には逆の操作を行なうことによって資金需要を規制しうることになるからである。これは、資本主義市場における公定歩合操作と類似の景気調整機能を、理論的に可能とするものであろう。

4. 運営の実態

このように、分益方式(PLS)の下では、銀行は預金者から預った資金をいかに運用し収益を上げるかに、従来以上の大きな営業努力が要求されてくる。しかもその運用方法は、シャリーアの規定に準拠したものでなければならない。もっとも現時点では、無利子金融制度の実施は過渡期にあるとの認識から、銀行による資金の調達と運用はかなり限定された内容のものとなっている。

現在、パキスタンで検討され、一部実施されている資金運用方法は、以下のようである。

まず、PLS口座預金の運用にあたっては、これまで「利子」として徴収していた報酬に代わるものとして当初、「手数料」(service charge, commission)の徴収が目された。利子に代えて手数料を徴収するという方策は、既述のように、いくつかのイスラーム諸国において実施されているものである。この場合、「手数料」は運営コストを基準にして算出されることになるが、その算定が銀行によって恣意的に行なわれ、預金者に対しては低く、貸付先に対しては高く設定されるおそれがある。なによりも、「手数料」が固定的である場合、それは事実上の利子として設定され、シャリーアの規定に反するおそれがある。

そこで、この「手数料」概念に近いものとして、現在パキスタンでは、「マーク・アップ」(mark-up)方式が採用されている。これは既述のムラーバハ契約に該当するもので、銀行が代理人として財の購入を行ない、一定のマージンを付して委託者に売却するものである。代金の支払いが、一括返済の場合と、割賦返済の場合とがある(註24)。

パキスタン政府は、無利子金融制度の確立にいたる過渡的措置として、この「マーク・アップ」方式による利潤の獲得を重視し、とくに政府系の3輸出公社(註25)を初めとする、中央および州政府機関の買付け業務を、銀行に開放している。すなわち PLS 口座を持つ銀行は、こ

れら政府機関の行なう商品・資材の買付けを代行し、一定のマーク・アップを付して延べ払いで売却することにより収益を上げ、PLS預金者への収益還元を図るといふものである。

この「マーク・アップ」方式は、国内手形および輸出入手形(L/Cベース)の取扱い業務も、対象となる。通常は90日を決済期限として、マーク・アップ率はケースによって多少の幅がある(注26)。この方式は、実質的には利子徴収と変わらぬようであるが、厳密には利子ではなく、シャーリーアの容認する商行為にもとづく利益(Ribh)の発生と考えられている。なおこの方式は、現行では、上述のように、資金運用先が政府系機関に限定されているという特色がある。

上記の他に、PLS口座預金の運用にあたっては、国民投資信託(NIT)や、参加資格証書(participation term certificate: PTC)(注27)の購入にもとづく「配当」(dividend)取得方式、また、不動産の共同購入とその運用による収益を目的とした「共同購入」(bai salam)方式、などの資金運用法が考案され、一部実施されている。

パキスタンではまた、80年に施行された「ムダーラバ会社法」(Modaraba Companies and Modaraba—Floatation & Control—Ordinance, 1980)によって、銀行はムダーラバ会社として資金を募集して基金を設立し、特定のプロジェクトに投資して収益の配分を行なうことができることになっている。ムダーラバ基金は、一つの独立した法人格を有し、信託資金の運用に特化することが要求される。このムダーラバ契約には、出資者が資金運用先として特定のプロジェクトを選定する「指定ムダーラバ」と、選定は銀行に委ねる「無指定ムダーラバ」とがある。

なお、PLS預金の現況は、つぎのようである。すなわち現在、パキスタン国内の五つの国有商業銀行の本支店に、PLS口座が開設されている。預入れは、普通預金の場合には100ルピー以上、定期性預金の場合には1000ルピー以上であり、期間は半年ものから5年ものまでである。

新制度発足後の実績は、当初の半年間に、PLS口座数は約50万口座、預金残高は約30億ルピーに達した(注28)。PLS預金はその後も増大をつづけ、81年12月末現在で64億8900万ルピーに達している。この額は、同時点におけるパキスタンの全銀行預金残高546億7800万ルピーの12%弱にあたるものである(注29)。

また、預金者への収益配分率は、期間に応じて異なるが、9~15.5%と発表されており、これは対応する既存

の銀行利率7.5~12.75%に比べ、高い水準となっている(注30)。

5. 無利子金融制度導入の問題点

無利子金融制度導入の今後の展開に関し、どのような問題点が指摘できるであろうか、

最も重視される点は、新制度の下における銀行の収益性、換言すれば預金者への投資還元の見通しである。上述のように、新制度発足以来の実績は、通常の利率を上回る配当率を記録しているが、将来にわたってこの水準が維持されるであろうか。この疑問に答えるためには、同制度に与えられた政策上の重要性が注目されなければならない。

無利子金融制度の導入は、もともと、イスラーム・イデオロギーの実生活への適用にとつての、一つの試金石として位置づけられているものであり、同制度の失敗(実経済への不適合)がかりに予想された場合、政治的に救済措置が講じられ、預金者の不安が回避されるであろうことが予想される。たとえば、既述のように、無利子預金の資金運用先として政府機関がほぼ独占的に指定されているが、このことは、資金運用の結果が常に一定の水準を保つように、価格、手数料、マージン、その他収益計算の根拠となる要素を、政策的に調整しうる余地を残しているものと言える。政府による各種補助金の支給や税制上の特別措置が、この場合、重要な役割を果たすであろう。

かりに銀行が、厳密な意味で独立採算性を要求されたとしたら、今後各行は、少なくとも従来制度下における情況に比べ、はるかに厳しい企業努力を要求されることになろう(注31)。銀行は投資者として、資金運用先の選定、信用調査、経済動向の分析、運用上の複雑なノウハウの習得その他に、多大のエネルギーを費さざるをえず、そのコストは、中枢計算処理システムの開発と新たな人材の養成も含め、ソフトおよびハードの両面にわたり、現在よりも大幅に拡大するであろう。この結果、銀行の財務体質は悪化し、かえって不正経理や虚偽の決算結果を誘発することにつながるであろうか。

また、経済規模も小さく、マーケットも限られているパキスタンにあって、成長性の高い投資先をたえず選択してゆくことにも限界がある。かりに、無利子預金口座への預金額が増大をつづけた場合、銀行は十分な資金運用先を確保あるいは開拓しつづけることが、できるであろうか(注32)。一部の産業あるいは業種に資金供与が偏向することによって、金融政策上の新たなひずみが生ずる

おそれがある。

また、ムダーラバ契約の下で収益性を追求する帰結として、銀行は投資先機関あるいは企業との連携をしだいに深め、役員のパ遣をはじめとする人事の交流を通じて、銀行と産業界の癒着体制が新たに形成されてゆくことが予想される。それは、1974年の銀行国有化の契機となった経済力集中の状態への復帰を、想起させるものがある(注33)。

一方、無利子金融制度の下では、預金者はどのように行動するであろうか。

これまでの、確定利付き・元本保証という長年つちかわれてきた銀行に対する社会的信用は、今後大きく変容してゆかざるをえないであろう。少なくとも個々の預金者は、企業としての銀行の営業成績に、これまで以上に強い関心を払うであろう。原理的には損失の負担すら予想される以上、預金者が収益還元率に敏感となり、実質的には新たな「金利」選好を強めてゆくことが十分考えられる。預金者による銀行の選択や預金のシフトが起こり、大衆の投資マインドが刺激されるであろう。

無利子金融制度の下では、このように、預金者、銀行、企業の3者にわたって、それぞれのレベルにおける収益性に強い関心が払われることになろう。このような変化は、長期的にみて、利潤動機にもとづく行動原理をしだいに強め、人びとの経済感覚に一定の変化を生んでゆくであろうか。

なお、無利子金融制度のいま一つの大きな問題点は、このイスラーム制度が、国際経済の場でいかに機能しうるかという点である。現在のイスラーム諸国は、多かれ少なかれ、資本主義経済機構の中に包摂されており、新制度の導入は既存の制度との調整を必要とする。これまでのところ、国家間の資金の移動については従来どおりのシステムで運営されており、問題は生じていない(注34)。もっとも、イスラーム圏内で営業を行なう外国銀行は、イスラーム法の規制を多少とも受けており、銀行間の当座貸越し(over-draft)に対しては、相互に利子徴収は行わない、などの事例がみられる。

しかし現状では、イスラーム諸国とくに中東産油国は、その膨大な余剰資金の運用にあたって国際金融動向、とくに金利動向に敏感に反応し、有利な運用先を求めて大規模な資金シフトを行なっている状況にある(注35)。農業および工業の生産基盤を持たず、多分に原油代金の運用にもとづく金融立国を旨とするこれらの国にとって、現行の資本主義体制は、むしろ十分に利用しうる価値あ

る制度であろう。この意味で、無利子制度が今後国際取引場裡に持ち込まれる可能性は少なく、最も拡大した場合でも、イスラーム圏内に限られるであろう。むしろ現段階では、この制度がイスラーム圏にあって、どこまで採用され普及されるかが注目されるところである。

(注1) ブットー前政権およびジア現政権の経済政策に関しては、下記の資料を参照されたい。拙稿「ブットー政権下の産業国有化政策について」(『アジア経済』第20巻6号 1979年6月) 43~59ページおよび拙稿「70年代パキスタン経済と工業部門」(『アジア経済』第22巻4号 1981年4月) 2~23ページ。

(注2) DAWN, 1977年7月6日。

(注3) Hadd 刑。コーランに刑罰が定められている固定刑。複数 Hudud。シャリーア法廷では、自由裁量刑であるタズィール刑(Ta'zir)と区別して適用する。

(注4) 78年9月にジア大統領は憲法第7条を改正して、「分離選挙制」を復活した。この制度は、宗教別人口をもとにして算出された議席割当制であり、これにより下院議員数は、イスラーム教徒200、非イスラーム教徒8、婦人10の計218人となる。

(注5) 「1978年政党〈改正〉令」は、「1962年政党法」を改正したものである。改正令では新たに、「パキスタンの安全、イスラーム・イデオロギー、公序良俗のいずれかに反する」政党の結成が禁止される、との規定が盛り込まれた。

(注6) ワクフ(Waqf, 複数形 Awqaf), 「寄進地」もしくは「寄進財産」と表記される。所有者権を留保したままで、当該土地・資産の用益権をイスラーム共同体が享受する制度。ワクフの運用収益は、信仰もしくは慈善を目的として、モスクの維持や貧民救済、あるいは教育資金のために使用される。

歴史的にみると、寄進地の増大および拡大によってワクフの存在はイスラーム社会で大きなウエイトを占めるようになったが、それに伴い、管理の不正・腐敗も増大した。

パキスタンでは、ブットー前政権期に「ワクフ〈連邦管轄〉法、1976年」によって、モスクの所有するワクフの管轄権が接収されたが、ジア現政権になって管轄権はふたたび州政府に返還された。このことは、ワクフの運営に対するモスク・宗教界の発言力の増大、ひいてはその経済的基盤の強化につながるものである。

(注7) 都市部の西歐化した中間層以上の人びとを

別として、イスラーム化それ自体は、英米誌がいうほどには、一般パキスタン人に拒否されているわけではない（深町宏樹「1980年のパキスタン」『アジア動向年報1981年版』アジア経済研究所 1981年] 541ページ）。なお、中間層の反応については、“Pakistani Middle Class: Pulled East and West,” *The Christian Science Monitor*, 1981年8月17日, 他参照。

(注8) パキスタンの民間資本については、拙稿「パキスタンにおける資本の集中と支配」(『アジア経済』第17巻6号 1976年6月) 29~44ページを参照されたい。

(注9) 計画委員会(Planning Commission)の委員長は、ジア大統領が兼任。

(注10) *DAWN*, 1978年11月17日。

(注11) 公庫融資の対象となる住宅は、209平方メートル以下の個人用住宅であって、貸付限度額は1件当たり10万ルピーとなっている。貸付状況は、制度発足後の9ヵ月間で、約1万8000件、貸付総額にして約9億ルピーに達している(*Government of Pakistan, Pakistan Economic Survey 1980/81*, 266~267ページ)。

(注12) *The Muslim*, 1981年11月21日。

(注13) 最低保証配当額は、79/80年度の場合、ユニット当たり1.30ルピー、80/81年度が同じく1.35ルピー(配当率換算で11.95%)、81/82年度(予想)が同じく1.40ルピー(配当率12.4%)、と推移している。なお、79/80年度の配当額1.30ルピーのうち、20%弱にあたる0.24ルピーが、政府の補助金である(*Pakistan Economist*, 第21巻52号, 1981年12月26日, 11ページ)。

(注14) *DAWN*, 1980年6月16日。

(注15) *DAWN*, 1980年9月17日。

(注16) ジア政権下のイスラーム化推進の中核体は、イスラーム教義評議会(Council of Islamic Ideology)であるが、同評議会の機構、人事、運営、討議内容、決定過程などについては非公開であり、これに対する一般からの批判は強い、とくにイスラーム化が経済政策に及ぶ時、その理論武装および実務知識について疑義が出されている。なおパキスタンでは現在、イスラーム教義評議会およびパキスタン法律委員会から提出される諸勧告の検討、およびイスラーム化実施の進捗状況の監査のために、特別委員会の設置がすすめられている(*The Muslim*, 1982年2月8日)。

(注17) *State Bank of Pakistan, Bulletin*, 1981

年1月, 13~33ページ。

(注18) イスラーム教義評議会は、すでに80年9月の勧告において、無利子金融導入の暫定措置として、モデル銀行の設置や試験的な無利子口座の開設を行なうことには、強く反対している(*DAWN*, 1980年9月17日)。

(注19) 図で、たとえば資金額および収益額を、 $D_1=20$, $D_2=40$, $K_1=60$, $K_2=40$, $K=100$, $P=20$ と仮定すると、預金者、銀行および企業のそれぞれに対応する収益額および投資収益率は、下記のように算出される。

	収益額	投資収益率
預金者	$P_{(D_1)}=2$	10%
同	$P_{(D_2)}=4$	10%
銀行	$P_{(K_1)}=6$	10%
企業	$P_{(K_2)}=8$	20%

なお、収益・損失の配分・分担に関しては、個々のケースに応じた多様な算出法がある(Nejatullah Siddiqui, *Banking without interest*, ラホール, Islamic Publications, 1973年, 17~24ページ, 39~42ページを参照)。

(注20) Abdul Jabbar Khan, “Problems and Solutions,” *Pakistan Economist*, 1981年2月7日号, 9~11, 16ページ。なお類似の提案が、とくに短期預金の扱いについて行なわれている(Uzair, M., “Some Conceptual and Practical Aspects of Interest-free Banking,” K. Ahmad 編, *Studies in Islamic Economics* 所収, ジェッダ, International Centre for Research in Islamic Economics, 1970年, 46~47, 51ページ)。

(注21) Khan, 前掲書, 9ページ。

(注22) 標準収益率の概念は、預金者保護のための最低保証利益の確保には資するであろうが、問題もある。第1は、この標準率をいかにして決定するかという点、とくに各産業ごとに決定せよとする主張を、どこまで実行できるか、第2は、標準率の決定が最低保証水準に代わって適正水準として確立してしまうおそれ。そして第3に最も重要な点として、この概念は事実上の利子率と変わらぬことから、その導入がシャリーアの規定と矛盾するのではないか、という問題である。

(注23) いま、上記(注19)の具体例を前提として、新たに企業者報酬比率として $d=20\%$ 、預金者への最

低保証比率として8%、さらに銀行への基準手数料率として3%をそれぞれ設定し、計算すると、下記のようになる。

	収益額	投資収益率
預金者	$P_{(D_1)}=2.3$	11.5%
同	$P_{(D_2)}=4.6$	11.5%
銀行	$P_{(K_1)}=3.9$	6.5%
企業	$P_{(K_2)}=9.2$	23.0%

(注24) 割賦返済方式の場合、とくに「バイ・ムアッジャル」(Bai Mu'ajjal)と呼ばれる。

(注25) これらの3公社は、以下の機関を指す。綿花輸出公社 (Cotton Export Corporation: CEC), 米穀輸出公社 (Rice Export Corporation of Pakistan: RECP), 貿易公社 (Trading Corporation of Pakistan: TCP)。

(注26) 現行では、中央銀行の Counter Finance のある場合は2.563%、ない場合は2.875%であり、いずれの場合も3%以下と規定されている(State Bank of Pakistan, *Bulletin*, 1981年1月 20ページ)。

(注27) 企業が発行する中長期社債に代わる証券。非確定利付き債。

(注28) *The Muslim*, 1981年7月12日。

(注29) *The Muslim*, 1982年2月5日。なお PLS 預金残高は、82年2月末現在で72億5000万ルビーに達しており、82年半ばまでには100億ルビーに達すると推定されている(*The Muslim*, 1982年3月3日)。

(注30) PLS 発足後1年を経た時点で、年配当率は、銀行間に若干の差異がみられる。普通預金: 9%, 5年定期: 15.5%(Habib Bank, Muslim Commercial Bank)。普通預金: 8.5%, 5年定期: 14.5%(National Bank, United Bank, Allied Bank)。(*The Muslim*, 1982年2月5日)。

(注31) 現行の PLS 金融は、厳密な意味では分益運用とは言えない。新聞報道によると、分益運用の完全実施のため、82年7月1日より、銀行は試験的に共同事業 (project) とその提携先 (partner) を選定し、運営資金を供与して収益の分配を図ることが予定されている (*The Muslim*, 1982年3月3日)。

(注32) 現在、カラチ証券取引所に上場されている約350社のうち、3分の1にあたる企業が過去5年間無配当であり、他の3分の1が配当率10~15%の低水準をつけ、残余の約100社のみが20~40%の配当率を維持している。

(注33) 拙稿「パキスタンにおける資本の集中と支配」(『アジア経済』第17巻6号 1976年6月), 29~44ページを参照されたい。

(注34) 既述のクウェートやカタールにおける例のように、内外の金利差にもとづく資金の国外流出という問題の発生はみられる。

(注35) 最大の産油国であるサウジアラビアの場合、余剰資金の運用はきわめて保守的であり、少なくともシャリーアの規定とは矛盾する運用法をとっている。すなわち資金の大部分は、元金保証・確定利付きの外銀預金や政府証券の購入に向けられており、株式への投資比率は低い。

III ザカート・ウシユルの徴収

1. ザカートの意義

ザカート (zakat) は、しばしば「喜捨」と訳される。あるいは「救貧税」「施物税」「宗教税」もしくは「捐課」とも表記される。ザカートは、財産もしくは所得に応じて、すべてのイスラーム教徒に賦課される定率の租税を意味する。

初期のイスラーム社会においては、ザカートは、イスラーム教徒に対する唯一の課税形式であった。ハディースによれば、「財産に対してはザカート以外のいかなる課税もあるべからず」と述べられている(注1)。ムハンマドの生存中、すでにザカートの徴収が行なわれた。すなわち予言者は、ザカート徴収を公共制度として創始し、自ら徴税官を任命した(注2)。

一方、征服地における非イスラーム教徒に対しては、ハラージュ (kharāj) およびジズヤ (jizya) が賦課された。前者は、一般に「地租」「土地税」あるいは「年貢」と表記され、後者は「人頭税」と表記される。征服地の非イスラーム教徒 (dhimmi) は、これらの課税を負担することの反対給付として、自己の生命財産の保全と兵役義務の免除を受けた。もっとも、これらの課税形式そのものは、イスラーム以前のササーン朝においてすでに広く行なわれていたのであり、イスラームの成立によって創設されたものとは言えない(注3)。

これらザカート、ハラージュおよびジズヤは、初期イスラーム国家の財政収入源として重要なものであった。しかし、時代の経過とともに、イスラームへの改宗者が増大し、ハラージュおよびジズヤの収入が減少を示しはじめた。このため、イスラームへの改宗者の土地収穫物に対して、一律に収穫の10分の1の課税 (tithe) を行なう

よう、土地税は変更されていった。これが、一般に「農作物税」あるいは「収穫税」として表記されるウシュル(ushr)である(注4)。

このように、イスラーム社会において、イスラーム教徒に課される正規の課税形式としては、歴史的にザカートがまず制定され、ついで後年これにウシュルが付加されたとみることができる。もともと、ザカートとウシュルは今日、イスラーム税制の中で対等の地位に置かれてはいない。すなわち、イスラーム法学の体系化される過程で、法学者はコーランおよびスンナを根拠としてザカートに関する詳細な律法を制定したが、ウシュルについてはそのような詳細な規定は形成されなかった。研究書によっては、ウシュルはそれ自体、ザカートに包摂される一租税形態として規定されている(注5)。

ところでイスラーム教は周知のように、「信仰」(imān)と「勤行」(ibādāt)との二つの部分からなる。イスラームは実践的な宗教であり、信徒はその信仰をかならず「行」としてあらわさなければならない。勤行には、信証(shahāda)、礼拝(salāt)、断食(sawm)、喜捨(zakāt)、巡礼(hajj)の5行がある。ザカートはまさにこの勤行の一つとして規定されており、その遵守が厳しく要求される根拠がある。初代カリフのアブー・バクル(Abū Bakr)が、イスラーム教徒でありながらザカートの拠出を拒否していたあるアラブの部族を攻撃し、武力に訴えてザカートを徴収したという史実が、この間の事情を物語っている。

コーランには、少なくとも20カ所にわたって、ザカートに関する記述がある(注6)。ザカートという言葉の語源は、ヘブライ語の“zakut”からきており、その本来の意味は「浄化する」もしくは「高める」である(注7)。すなわち、アッラーから授けた財の一部を、ムスリムの同胞に分ち与えることによって、自分自身を浄め、アッラーの恩ちょうを一層大きなものにする、という考え方がこめられている。この意味では、ザカートは多分に慈善行為としての性格を持っている。事実メッカ時代には、ザカートの拠出はムスリムとしての個人の自覚に依拠していたのであり、強制力は伴わなかった。しかしメディナ時代に入って、国家財政の一部としての重要性が確立し、制度化され、その徴収法が体系化されていったのである。

喜捨に関するコーランの記述には、ザカートと並んでしばしば、“サダカ”(sadaqa)なる用語が使われている。サダカの語源はヘブライ語の“sēdāka”にあり、その本

来の意味は「正直」である(注8)。このことから、サダカもザカートも、ともに信徒としての誠実な務め、敬虔な行為を表現しており、そこに自覚的・自発的な姿勢が前提とされていることが理解される。しかし、イスラームが教義的に整備・体系化される過程で、ザカートは義務的な「定め喜捨」、そしてサダカは任意の「自由喜捨」として、類別されるようになった(注9)。

このように、サダカが任意の寄付行為であり、慈善行為としての性格を濃く残しているのとは対象的に、ザカートは今日、イスラームの共同体における相互扶助行為の具体的表われとして規定され、その拠出は社会的強制力を持つものと理解されている。言葉を換えて言えば、ザカートは国家規模で徴収される喜捨であり、信仰にもとづく富の再分配機構であると言えよう。

2. ザカートの徴収

既述のごとく、イスラーム法学の体系化の過程で、ザカートに関する詳細な規定が整備されていった。そこでは、ザカートはいかなる財産から、いかなる割合と方法で徴収され、それはいかなる人びとに配分されるかが規定されている(注10)。しかし、これらの詳細な規定について述べることは、本稿の目的ではない。そこで、ザカート徴収の基本的手続きと、現代イスラーム国家における具体例とを、以下に述べることにしたい。

まず、ザカートの拠出義務の対象となる財産とは、つぎの4種類のものを指す。

- (i)家畜、すなわちラクダ、牛、山羊など、
- (ii)農作物、すなわち果実とくにナツメ椰子、ぶどうなど、
- (iii)金および銀、
- (iv)商品、である。

上記の4種の賦課対象物のうち、(ii)は収穫と同時に収め(注11)、(i)、(iii)、(iv)は、保有期間12カ月(イスラーム暦)後に、量的増加が生じた場合、賦課対象とされる。しかしこれらの対象物件は、いずれも遊牧社会における伝統的な資産であって、今日の社会・経済実態に合致したものではない。その意味で、シャリーアの規定を今日的な基準で拡大解釈し、ザカートの対象に、より多様な財貨を包含すべしとする主張が一般的である。具体的には、預貯金、各種債券、工場の機械・設備などが、今日的なザカートの対象として重要な位置を占めるべきことが指摘されている(注12)。

ザカートの賦課率は、上記の対象財貨のうち、(iii)の金・銀および(iv)の商品については、その価額の40分の1(すなわち2.5%)、(ii)の農作物については10分の1(すなわち10%)、と規定されている。(i)の家畜につい

ては、別途、詳細な規定がある(注13)。また(ii)の農作物については、灌漑地の場合、賦課率はさらに2分の1減の5%と規定されている(注14)。

このように、ザカートの徴収は、ある限定された財貨を対象として、ある特定された率にしたがって賦課されるわけであるが、賦課徴収にあたっては、一定の控除基準が設定されている。この課税最低基準を「ニサーブ」(nisāb)と称する。ニサーブの設定は、各財のうち生活の必要最低量を控除しようとする発想にもとづくもので、コーランには、ザカートの拠出は「余剰部分」を対象とする、と述べられている(注15)。

このニサーブは、物件の種類に応じてさまざまである。ここでは、個々のケースに対応するニサーブについて述べることは省略し、代表的な財貨のニサーブについてのみ述べる。すなわち、金については20ミスカール(mithqāl)もしくは7.5トラ(tola)、銀については200ディルハム(dirham)もしくは52.5トラ、である(注16)。金および銀のニサーブは、そのまま貨幣資産(金貨および銀貨)と所有装飾品のニサーブの基準とされ、また商品はすべて、銀本位を基礎として評価した価額に、銀のニサーブが適用される。

一方、農産物のニサーブは、その収穫量が小麦換算で5ワスク(wasqa)と規定されている(注17)。

ザカートの徴収は、このように個々の財貨について、ニサーブを越える資産増大があった場合、その超過部分に対して、定率課税されるものである。この関係を図で見ると、第3図のようになる。

図で、 P_0 は t_0 期の資産額、 $P_0 P_n$ は資産の増加ライン、 N はニサーブ水準を示す。資産 P の総額は、 t_2 期までは N ライン以下($P < N$)にあり、ザカート徴収の対象とはならない。 t_0 期以降において、 P の値は N ラインを越え($P > N$)、賦課対象部分として S_1 、 S_2 が発生する。ザカート徴収額はこの S の部分に定率 z を掛けた $z \cdot S$ となる。すなわち、ザカート徴収額を Z とすると、 t_n 期におけるその徴収額は、

$$Z_n = z \cdot S_n = z \cdot (P_n - N)$$

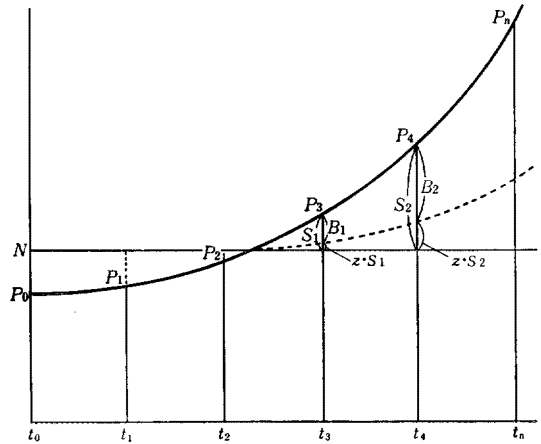
である。一方、ザカート徴収額を差し引いた残余の部分 B とすると、上式は、

$$B_n = S_n - Z_n = (P_n - N)(1 - z)$$

と表記される。すなわち、 N と z の値が固定されているかぎり、ザカート納付後の資産残額 B は、 P の増加に応じてかぎりなく増加することになる。

ザカートは、これまでの説明において明らかなよう

第3図 ザカート徴収のメカニズム



に、直接税の一種である。しかし賦課率が固定されており、累進税率をとっていないため、純粹に税制としてみると、相対的に富裕な階層に有利に作用する。したがって、この制度をもって近代的な税制としての所得税もしくは財産税に代替させることは不合理となり、ここに税制としてのザカート徴収の限界がある(注18)。

なお、ザカートの徴収は、既述のように基本的には強制徴収が建前とされているが、徴収の実際に当たっては、対象物件の形状、性質によって、強制査定徴収と自己査定申告とに分けられている。前者に該当する物件は、「ザーヒル」(zāhir: 可視物件)と称され、家畜および農産物が含まれ、後者に該当する物件は「バーティン」(bātin: 不可視物件)と称され、貴金属および商品が含まれる。今日的な物件としては、預貯金および各種債券は前者の範疇に含まれ、後述するように、強制徴収が行なわれている。

貴金属や商品がバーティンとして規定されているのは、これらの財貨が個人的に容易に隠匿でき、その保有量を公的機関が一目で把握できないことに根拠がある。しかしこのために、自己査定にもとづく申告制が認められていることが、税制としてのザカート徴収の有効性を大きく制約することになっている。

3. ザカート制度導入の実態——パキスタンのケース

(1) 導入の経緯

制度としてのザカートの徴収は、今日のイスラーム諸国では、サウジアラビア(注19)、リビア(注20)およびパキスタンにおいて実施されている(注21)。

パキスタンでは、イスラーム立国という自覚から、建国当初よりザカート制度の導入が検討され、50年代にあってはザカート債券の発行という形で基金を作り、福祉事業に使うというところが計画されたことがある。しかし現在パキスタンで実施されているザカート制度は、ジア現政権の成立後導入されたもので、同政権が推進しているイスラーム体制確立の重要な一環として位置づけられているものである。

ジア政権は成立後、既述のように、さまざまなイスラーム化政策を導入したが、ザカートに関しては78年10月の演説で、無利子金融制度の導入に先がけて実施される見通しであることを表明した^(註22)。そして翌79年2月10日に行なわれた、イスラーム体制確立に関する大統領演説^(註23)によって、その基本的枠組みが提示された。その後、「ザカート・ウシュル令」(Zakat and Ushr Ordinance)^(註24)の布告が行なわれ、同国における最初のザカート徴収が、80年6月21日に実施された。

(2) ザカート・ウシュルの徴収法

パキスタンにおけるザカート・ウシュル徴収の制度的側面を、同法令によってみると、つぎのようである。

<ザカート>

対象者——法令の付表1および2に明記された資産を持ち、パキスタン国籍を持つムスリムの個人^(註25)。
対象資産——財貨の性質に応じ、強制徴収される資産と自己申告資産とに分かれる。

a) 強制徴収対象資産はつぎの11種である。

- i. 普通預金（外貨勘定は除く）
- ii. 通知預金および満期が9カ月以内の定期預金（外貨勘定は除く）
- iii. 満期が9カ月を超える定期預金（外貨勘定は除く）
- iv. 預貯金証券
- v. 国民投資信託 (NIT) 証券
- vi. パキスタン投資公社 (ICP) の相互基金証券
- vii. 政府証券
- viii. 法定公社・企業の株式および社債
- ix. 年金
- x. 生命保険証書
- xi. 退職準備基金

b) 自己申告資産はつぎの12種である。

- i. 金、銀、貴金属、宝石
- ii. 現金
- iii. 賞金付き公債

- iv. 当座預金勘定
- v. 貸付金
- vi. 株式・社債などの有価証券（上記 a) の viii を除く）
- vii. 在庫品（商・工業）
- viii. 鉱産物
- ix. 農産物
- x. 家畜
- xi. 海産物
- xii. その他、シャリーアの規定に従ってザカートが支払われるべき財

賦課率——とくに規定のある場合を除き、原則的に一律2.5%

査定および徴収手続き——ザカート徴収は、イスラーム暦ラマダーン月(Ramadān)の第1日から、シャアバーン月(Shah'ban)の最終日までの1年間を対象期間とする。とくに規定のある場合を除き、期末の時点で現有資産額を評価し、ニサーブ（課税最低額）を控除した残余の資産をもって課税対象資産額と定め、定率の源泉徴収を行なう。

なお、ザカートとして支払った金額は、所得税から免除される。

<ウシュル>

対象者——ウシュル供出の余剰を持つ、すべての土地所有者および土地保有者（自作、自小作、小作を含む）

徴収基準収穫量——4分の1エーカー以下の面積の土地における収穫は、対象外とする。課税対象基準となる収穫量は、小麦換算で5ワスク^(註26)以上とする。
査定および徴収手続き——ウシュルの徴収は、収穫が行なわれた時点での査定にもとづき、粗収益を対象として、灌漑地では年5%、非灌漑地では年10%の賦課率を適用する。特別の場合を除き、納付は金納とする。

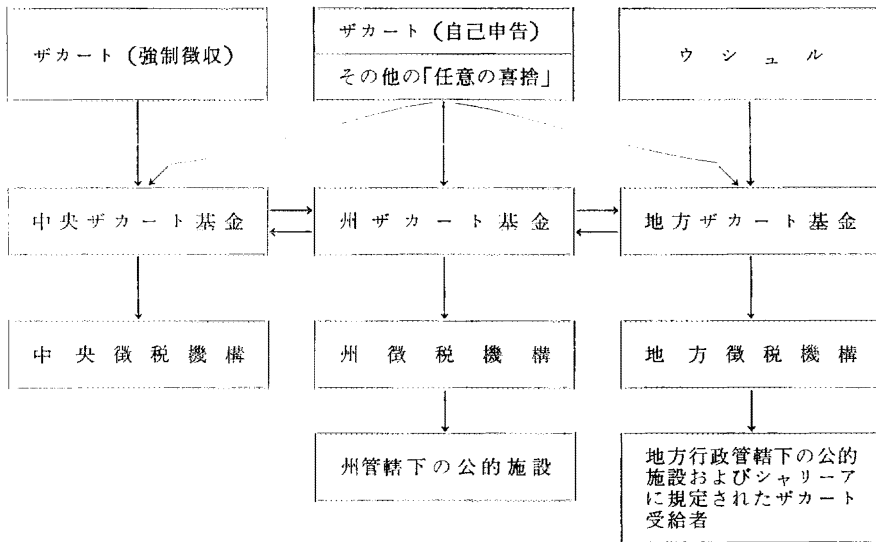
なおウシュルの徴収は、自己査定にもとづく自己申告によるが、最終決定は申告を受けた地方行政委員会の認定による。また、ウシュル納税者は、地租を免除される。

(3) ザカートの配分

徴収されたザカートは、中央(central)、州(provincial)および地方(local)の3段階からなるザカート基金(zakat fund)に集約される。

これら三つのザカート基金の関係は、多分に相互依存

第4図 ザカート・ウシュルの徴収・配分機構



的であり、徴収資金の集約および配分に関して、一つの包括的なネットワークを形成している。その仕組みを図示すると、第4図のようになる。

この図で明らかなように、強制徴収ザカートは中央ザカート基金を経て中央徴税機構に配分され、自己申告ザカートおよびその他の「任意の喜捨」(注27)は、州ザカート基金を経て州の徴税機構および州管轄下にある公的諸施設に配分される。またウシュルは、現在全国に3万2000カ所ある地方ザカート基金に集約され、地方行政下の諸施設および、シャリーアに規定されたザカート受給者(後述)に支給される。ただし、これらのザカート基金は、それぞれに独立採算制をとっているのではなく、ザカート資金の配分が全体として円滑に行なわれるよう、相互に資金の移譲が行なわれるようになっている。

ザカート・ウシュルの徴収・運営・配分の機能は、具体的には、地方自治体選挙によって選出された地方議員が担当するが、運営の基本方針を決定する上部機構として、中央にザカート評議会(Central Zakat Council)が置かれている(注28)。現在のところ、徴収された資金のうち4分の3が地方行政レベルで使用され、残余の4分の1が中央政府に納入される予定である。

ところで、ザカートの配分を受ける者(mustahequeen)の範囲については、コーランに明確に規定されている。すなわち、

生活困窮者、罹災者、ザカートの管理担当者、イス

ラームへの改宗者、人質・戦争捕虜・奴隷の解放、債務者、旅行者、およびイスラームの布教・研究に従事する者、

の8群である(注29)。

これら8種類の受給資格者もしくは支給対象は、イスラーム誕生時における社会・経済状況を反映して規定されており、かならずしも今日的な状況には合致しないものもある。しかし、コーランの規定が、経済的に困難な状態にある者の救済を第1にかかげている点は、ザカートの本来の目的がどこに置かれているかを明らかに示すとともに、ザカート制度が現在のパキスタンに導入されることの現実性が指摘される場所である。事実、パキスタンの現行ザカート制度では、徴収資金の用途はまず、貧者とくに孤児および寡婦ならびに身体障害者の救済に向けられている。これについて、イスラーム法学生への奨学金、教育・職業訓練機関、および病院・診療所などの保健衛生施設への補助金に充当されている。

これらザカートの配分の決定は、実務レベルでは、各地区の福祉行政機関の専門家の協力をえて行なわれ、個々のケースの査定が行なわれており、実質的には既存の福祉行政機関が主要な役割を果たしている。

現行補助額は、該当者1人につき月40ルピー、また1家族につき月80ルピーとなっている。

政府発表によると、制度発足後1年を経過した時点で、ザカート強制徴収額は8億2800万ルピーに達し、こ

のうち7億5000万ルピーが受給資格者に支給された。その内訳は、寡婦92万5000人、孤児42万2000人、身体障害者64万6000人、イスラーム法学生14万8000人、その他3万3000人の合計で、217万4000人であり^(注30)、この他に全国で2625の施設に配分された^(注31)。

4. ザカート制度導入の問題点

ザカート制度の導入は現在、どのような問題を生んでいるであろうか。新制度の導入後日も浅く、いまだ実施の状況に関しては十分なデータが手の中にない。しかし新制度が、もともとジア現政権のイスラーム化政策の一環として、いわば上からの強制によって導入されたことは、この制度に対する人びとの素朴な疑問と批判をいろいろな形で生み出していることは明らかである。これらの疑義のうち、とくに注目されるものは、その強制施行という性格に対する反発と、査定の技術的側面に対する不信、そして既存の財政制度に占める位置づけへの疑念などであろう。

(1) 強制徴収に関する問題

まず、パキスタンの少数派ムスリムであるシーア派(Shi'ah)^(注32)は、ザカート・ウシュルの強制・義務化は同派の教義に反するとして、79年6月に全国的規模での抗議運動を展開した。

シーア派はもともと、ジア現政権の推進するイスラーム化政策が、多数派であるスンニー(sunni)派の主導権の下に強行されていることに反発しており、78年10月にも、教育カリキュラムの改正に関してスンニー派の教義が押しつけられるとして、強く抗議している^(注33)。

79年6月にシーア派最高評議会は、ザカートの強制徴収に抗議する手段として、シーア派教徒全員に銀行預金の引出しを呼びかけた。そして翌80年6月20日に、既述の「ザカート・ウシュル令」が公布されると、シーア派の抗議運動は大規模化し、7月に入って主要都市で、官憲との衝突がつづいた。このためジア大統領はシーア派代表と会談し、結局、同法の一部改正を行なうよう約束することによって、事態の収拾を図った。

同年10月に公布された「ザカート・ウシュル<改正>令」によると、ザカート徴収の強制性が自己の宗派の信条に反すると考える者は、ザカート徴収の3カ月前までにその由を申し立てることによって、強制徴収を忌避することができる^(注34)と書き改められている。

シーア派とは別に、アフマディア教徒(ahmadiya)も、ザカート・ウシュルの支払い拒否を宣言した^(注35)。

ところで、ザカートの強制徴収に関しては、もともと

極端に相反する二つの考え方がある。一つは、ザカートの拠出がイスラーム教徒としての務めであることは認められても、その拠出はあくまでも倫理的な強制力のみを持つものであって、国家権力による強制徴収には反対とする立場であり、いま一つは、ザカートはムスリム共同体(ummah)の構成員であることの当然の義務であり、強制徴収力を持つとする考え方である。とくに後者の立場に立つ考えでは、ムスリム社会の税体系はこのザカート・ウシュル制度によって代置されるべきである、と主張される。

今日のイスラーム社会の実情をみると、ほとんどのイスラーム諸国は前者の立場をとっており、ザカート徴収が公的に制度化されている国は少数派である。パキスタンはこの少数派の一国として、ザカートの強制徴収を実施しており、その意味ではイスラーム文化圏の中において注目すべき存在ではある。しかし、ザカート制度の導入によって既存の税体系を大きく再編成してゆくとする方向づけは、現在のところ確定してはいない^(注36)。

現行のザカート・ウシュル制の導入は、いわば既存の租税体系の一部に倫理的な要素を持ち込んだものであり、本来中立的な近代税制に宗教的な性格を付与することによって、二重性格的な体系を形成することになった。それは、ジア現政権の推進するイスラーム化と既存の近代制度との妥協の産物であり、今後においてもひきつづき両者の間の制度的調整が行なわれてゆくこととなるであろう。

(2) 査定の公平に関する問題

ザカート制度の導入が効果を上げるためには、その賦課対象資産に対する厳正な査定と徴収が不可欠である。さもなければ、人びとの間に不公平感を醸成し、かえって新たな摩擦を招くであろう。

既述のように、ザカートの賦課対象資産は強制徴収と自己申告との二つに類別されており、前者についてはもともと査定しやすい金融資産が中心となっている。しかし、この査定・徴収にはいくつかの問題がある。

まず一般論として指摘される点は、強制徴収の対象が流動資産中心であり、土地・建物・店舗などの不動産が除外されている点である。たしかにこれらの不動産は現在、既存の富裕税(wealth tax)の枠内で課税対象とされているが、ザカートが本質的には所得ならびに資産の双方にかかる課税である以上、これらの不動産もザカートの対象とすることが整合性の点からみても首肯されるものであろう。

一方、対象となる金融資産の中には、しばしば営業資金や借入れ金などが含まれており、一律に残高に課税することは不合理となる。また、年金や退職準備金など生活保障基金的な資産も課税対象となることには、批判がある。

とくに、課税資産の査定が、年1回、特定の日に一斉に行なわれることを建前としていることから、この日を期して資産の隠匿行為が行なわれる可能性が生じてくる。すでに一部では、査定をまねがれるため、査定目前に預貯金の引出しが行なわれるなどの「脱税行為」が報告されている(註37)。

また、外国銀行に預けられた金融資産はザカート対象外とされていることから、外銀口座への預け替えの動きも予想される。

ザカート制では、社会的平等性を少しでも維持するため、既述のようにニサーブ(最低課税基準)が設定されている。このニサーブは、強制徴収資産の場合、金額にして1000ルピー(約100ドル弱)と規定されている。この水準は、パキスタンの国民所得水準からみてもかなり低目に設定されており、低所得層の預貯金も課税対象となってくる。ただしこのニサーブの水準は、政策的に変更が可能である(註38)。

一方、自己申告資産のニサーブについては、当初明確な規定はなかったが、「改政令」において、農産物および家畜を除き、銀612.32グラム相当の価額を基準とすることが明記された(註39)。これは、既述のシャリーアで規定されている伝統的な基準に準じたものである。しかし銀の時価(註40)から逆算すると、自己申告資産のニサーブは約2000ルピーとなり、強制徴収資産のニサーブとの乖離が目立つ。

一方また、このような新たな税制の導入にともなう行政費とくに人件費の支出は、どのようにカバーされるであろうか。ザカート徴収に要する支出をザカート徴収基金から支出することは、既述のようにシャリーアの規定には合致していても、それ自体は生産的なメカニズムとは言えない。パキスタンにおける徴税機構の不備や査定技術の未発達を考慮すると、ザカートの査定・徴収および配分の段階における情実の介入余地は大きく、神聖な所期の目的とはうらはらに、新制度の導入が不正や汚職を生む新たな土壌を提供することになる恐れが多分にある。すでに一部では、ザカート徴税委員による虚偽の申告と不正配分とが発覚したことが報じられている(註41)。

査定・徴収・配分における厳正と公平は、倫理的性格

の強いザカート税制の存続にとって決定的に重要であるが、それだけに大きな不安定要素でもある。

(3) 既存税制との関係

パキスタンの現行税制に関する詳細な説明は避け、その構造上の特徴のみを指摘すると、つぎのようである。

すなわち、パキスタンの歳入源の大宗は、関税と国内消費税を中心とした間接税であり、所得税および富裕税など直接税の占める比率はきわめて小さい。過去10年間の統計をみると、関税収入は歳入総額の40%強、消費税は30%前後の水準にあり、両者で毎年の歳入総額の約4分の3近くを占めている。これに対し、所得税および富裕税収入の占める割合は14~17%の水準にあり、近年この比率は上昇傾向にあるが、全体としては6分の1の比重を占めるにすぎない(註42)。

直接税収入の比率の低いことは、パキスタンに限ったことではなく、所得水準の低い低開発国一般に共通してみられる現象である。パキスタンにおける所得税納付者数は、約40万人であり、全人口の0.5%弱、世帯総数の約5%にすぎない。所得税のうち、給与生活者の納入比率は6%弱であり、残余の部分は自営業その他の申告納税者によって占められている。自己申告比率がこのように高率であるため、税の捕捉率はきわめて低く、その実態は30~40%の水準とみられており、約3分の2が捕捉漏れとなっていると推定される(註43)。

税率および税額をみると、79年の税制改正によって、所得税の免税点は年収1万2000ルピーに引き上げられた。一方富裕税は、ザカート・ウシュルの対象外にある不動産に課され、1家族当たり50万ルピーを超える物件に対し、2.5%の課税が行なわれることになっている。また農業所得税は、ブットー前政権期に導入されたが、現ジャ政権下では停止された状態になっている。

このようなパキスタンの現行税体系の中で、ザカート制度の導入はどのように位置づけられるであろうか。

新税制は、既述のように、その適用該当者を、パキスタン国籍を有するイスラーム教徒と規定している。しかし当初から適用外の外国人、非イスラーム教徒に加え、シーア派を初めとする少数宗派の除外者を含めると、実質的にザカートの適用を受ける者の数は、パキスタンの全人口の約4分の3強にすぎなくなる。ザカート制度は、既存の税制にとって替るものではなく、並列的に導入されており、このため国内の租税体系は一層複雑なものとなった。このことは、近代税制の持つ普遍性に比べ一つの宗教教義にもとづいた特殊制度の導入が自づと持

つ限界を、反映しているものと言える。報道によると、アンサーリー宗教相は記者会見で、非イスラーム教徒は現行形態の税金をジズヤ(jizya)として支払うものとして述べているが^(注44)、この用語は既述のように、歴史的にみると征服地の非イスラーム教徒に課された人頭税を意味しており、パキスタン国内のイスラーム教徒と非イスラーム教徒、さらには異なるイスラーム宗派間の関係にも、微妙な影響を与える問題を含んでいると言える。

一方、ザカートが対象とする資産が、資本(ストック)であるか、生み出された年間所得(フロー)であるかについては、議論がある。資料のあるものは、これが財産税ではなく所得税であると規定しているが^(注45)、既出の第3図において示したように、ザカートは資本と所得の双方にかかる総合課税である。ザカート税制の特殊性は、この総合課税の税率が2.5%という単純比例税制であるところであり、これをもって近代税制に代替することがきわめて不合理であることが指摘される根拠がある。かりに将来、既存の所得税や富裕税がザカート制で代替されることになった場合には、有資産層にとってはきわめて有利となり、社会的平等から大きく後退することになろう。

ところで前節で述べたように、80年7月の制度導入後1年間のザカート徴収額は、8億2800万ルピーと発表されている。この額は、同年度のパキスタンの所得税および富裕税収入(1980/81年度修正予算額)である71億4800万ルピーの12%弱にすぎず、国家財政収入総額である469億3800万ルピーのわずか1.8%にすぎないものである。

このようにみると、ザカート制度の導入は、パキスタンの現行税体系の中で大きなウエイトを占めるものではなく、その拡大普及には限界があり、イスラームの名の下に体系化された新徴税体制が実現されるであろうと期待することには、困難があると言えよう。

(注1) クラウス 前掲書 129ページ。

(注2) 同上書 131ページ。

(注3) Ameer Ali, *A Short History of the Saracens*, ロンドン, Macmillan, 1951年, 63ページ。

(注4) Hopkins, J. F. P., *Medieval Muslim Government in Barbary*, ロンドン, Luzac, 1958年, 20ページ。

(注5) クラウス 前掲書 137~138ページ。

(注6) コーラン, 第2章254, 274, 277各節, 第3章134節, 第6章165節, 第9章60節, 103節, 第30

章, 39節, 第31章1~5節, 第92章18節, ほか。

(注7) Houtsma, M. Th., その他編, *Encyclopaedia of Islam*, ロンドン, Luzac, 1934年, 第4巻1202~1204ページ (Zakatの項)。

(注8) 同上書 33~34ページ (Sadakaの項)。

(注9) 中村広次郎『イスラーム・思想と歴史』東京大学出版会 1977年 23ページ。

(注10) ザカートの徴収法に関する詳細な規定は、以下の資料を参照されたい。クラウス 前掲書 132~145ページ; 遠峰 前掲書 22~24ページおよびHoutsma, 前掲書 (Zakatの項)。

(注11) この規定から、農作物を対象とするウシュルが、すでにザカートの一部に含まれるとする論拠が理解される。

(注12) 1962年12月に、ダマスカスで開催されたアラブ連盟(Arab League)会議で、著名なイスラーム法学者たちによる検討が行なわれ、ザカート徴収に関する今日の解釈が表明された(Mannan, M. A., *Islamic Economics: Theory and Practice*, ラホール, 1970年, 91ページおよび289~292ページ)。

(注13) 前出(注10)参照。

(注14) 灌漑地については、灌漑設備のための資本投下が行なわれたと考え、この投資負担分を軽減する意味で、賦課率が非灌漑地の2分の1と規定されている。ただし、灌漑事業が公的機関によって行なわれたものである場合は、このかぎりではない。

(注15) コーラン 第2章219節。

(注16) クラウス 前掲書 135ページ。なお、現行重量単位に換算すると、金は87.4785グラム、銀は612.3495グラムになる。

(注17) 1ワスクはもともと、ラクダ1頭に載せうる量である。5ワスクは小麦換算で25マウンド(948キログラム)に相当する。

(注18) もっとも、賦課率もしくはニサーブ水準Nの値を政策的に操作することによって、税負担の平等度を高めることは可能である。しかし、宗教税としての性格上、賦課率の変更はきわめて困難であると思われる。

(注19) サウジアラビアでは、1950年の税制改正でザカートの徴収が制度化されている。財務省の下部機関としてザカート所得税局が設置され、現在、個人および法人を対象に、年間所得の2.5%が徴収されている。ただし、このうち1.25%は政府による強制徴収で

あるが、残余の1.25%相当は、各人が自発的に困窮者に配分することが建前とされている。

(注20) リビアでは、革命後の1971年法案89条で、ザカート制が導入され、財務省内にウラマーからなるザカート委員会が設置されている。

(注21) なお、任意の喜捨としての民間のザカート基金は、多くのイスラーム諸国においてみられる。

(注22) DAWN, 1978年10月23日。

(注23) DAWN, 1979年2月11日。

(注24) Government of Pakistan, *Zakat and Ushr Ordinance, XVIII of 1980*, カラチ, Karachi Law Publishers, 1980年, 71ページ。なお, 80年10月に改正令が出されている (Government of Pakistan, Press Information Department, "Zakat and Ushr <Amendment> Ordinance," 1980年, 未公開, 14ページ)。

(注25) ザカート徴収の対象者として規定される者は、「サーヒブ・ニサーブ」(sahib-e-nisab) と呼ばれる。その本来の意味は「財産を持つ者」であるが、既述のように、生活最低必要額を満たし、人に施しを与えうる余剰を持つ者を指す。

(注26) 前出(注17)を参照。

(注27) 「任意の喜捨」(atiyyat) は、ザカート基金に対するザカート・ウシュル以外の寄付を指す。既述のサダカはここに含まれる。なおこれまでに、サウジアラビアから2億ドルの寄付がザカート基金に与えられている。

(注28) 16名の委員から構成。議長は最高裁判事。委員の大部分は判事およびウラマー。任期は3年。

(注29) コーラン 第9章60節。

(注30) *The Muslim*, 1981年7月5日。同紙によると、自己申告ザカートは総額で121万ルビーと、きわめて少額であったことが報じられている。なお、ジア大統領は82年1月11日の演説で、ザカート基金が発足以来10億ルビーに達したと述べている (*The Muslim*, 1982年1月12日)。ただし、ウシュルの徴収は、技術的理由で、現時点ではまだ実施されていない。

(注31) *The Muslim*, 1981年7月6日。

(注32) シーア派人口は、パキスタンの総人口の2割強を占める。

(注33) DAWN, 1978年10月6日。

(注34) "Zakat and Ushr <Amendment> Ordinance, 1980," 3ページ。なお、強制徴収忌避のために

は、シャリーア法廷において証人2名立ち合いの下に、自己の信条についての宣誓が行なわれねばならない。

(注35) DAWN, 1980年7月28日。ただし、同教徒は1974年9月のパキスタン憲法改正で、イスラーム教徒ではないと規定されている。

(注36) この点について、パキスタンのイスラーム化推進の主張者であり、イスラーム経済論に関する著作の多いクルシード・アハマッド(Khurshid Ahmad)教授は、現行のザカート制は既存の税体系に対する単なる付加物として位置づけられ、本体に対する一つの抗体としての役割のみを委ねられているにすぎない、と不満を表明している (Ahmad, K., *Pakistan's Economic Challenge and the Budget*, イスラマバード, Institute of Policy Studies, 1979年, 40ページ)。

(注37) 論理的に考えても、いまムスリムAが査定日前に自己の所有する株式債券を非ムスリムBに譲渡して名義書換えをし、査定日後に再びBより譲渡を受けて名義書換えを済ませた場合、Aは明らかに自己の株式債券に対するザカート徴収を免がれたことになる。しかもこの行為は、きわめて合法的である。

(注38) ニサーブの水準は、81年1月には1000ルビーから2780ルビーに引上げられた。

(注39) "Zakat and Ushr <Amendment> Ordinance," 4ページ。

(注40) 1982年2月末現在価格。

(注41) *The Muslim*, 1981年7月8日。

(注42) Government of Pakistan, Finance Division, *Economic Analysis of the Budget 1980-81*, 34ページ。

(注43) Ahmad, 前掲書 92ページ。

(注44) DAWN, 1978年12月11日。

(注45) クラウス 前掲書 133ページ。

結 語

今日、イスラーム諸国家が、その歴史的・政治的背景を異にしながらもイスラームという紐帯によって結び、期せずしてその原点回帰を指向しつつあることは、きわめて印象的である。

イスラーム・パワーの拡大・発展は、現代世界の一つの大きな運動エネルギーであり、そのダイナミズムは各地で、政治革命や経済改革を押しすすめている。本稿で取り上げた無利子金融の制度化やザカート徴収の実施は、こうした潮流の一つの現出であり、その基底には、イス

ラーム・イデオロギーにもとづく社会制度改革の推進という思想がある。

しかし、イスラーム思想の導入が、今日の複雑に発展した政治社会機構の中であって、どのような合理性を主張できるかに関しては、これを慎重にみきわめる必要がある。無利子銀行を一つの金融制度としてみると、またザカート徴収を一つの租税形態としてみると、そこにはイスラームを離れた経済合理主義が存在しなければならない。無利子金融には、またザカート徴収には、そのような合理性が存在するであろうか。

本文において考察したように、これらの新制度はすでにいくつかのイスラーム国家において現実に導入され、機能している。この事実によってこれらのイスラーム制度が、既存の経済メカニズムの中に編入されるものであることが、確認された。しかしそれは、今後においても自己発展をつづけ、やがて既存のシステムにとって代わってゆくものであろうか。

これらの制度は、いずれも導入後日も浅く、実施の実態に関して十分なデータは得られない。現時点において論じうることは、かりにこれらの制度が、制度本来のメカニズムを損なわれることなく運営されたとしたら、人びとの経済行為に一定の変化を生むであろうと予測しうることである。それは、無利子制度に関して言えば、皮肉にも収益還元率という名の新たな「金利」に対する選好が、これまでよりも強められることであり、個人・機関を問わず、利潤動機にもとづく経済行動がしだいに刺激されてゆくことでもある。また、ザカートに関して言えば、この制度によって大衆資金が動員され、伝統的な消費および貯蓄のパターンに変化が生まれる可能性が指摘できる。しかしこれらの変化が、量的に意味ある変化をパキスタンの国民経済にもたらすか否かについては、疑問が多い。

イスラーム社会では、同胞原理にもとづく相互扶助思想がきわめて強い。そこでは、正義の問題はつねに、平等思想に逢着する。イスラームの経済思想や倫理観は、負担の平等や分配の公平を重視する。本論で考察した無利子金融やザカート徴収は、原理的には、この負担と分配における正義の制度化のこころみである。しかしこの一方で、生産力の拡大に関する関心は、かならずしも同じ度合いで論じられることはない。

イスラーム経済が、生産面よりも分配面や消費面により大きな関心を払う傾向は、貧困の平等化を招くことにもなる。それは、いわば負の平等化であり、国民経済の

拡大・発展にとって積極的な意味を持つものではない。

無利子金融やザカート制度は、一つの宗教観念にもとづいて形成された、いわば変則的な経済システムである。このシステムは、イスラーム共同体の各成員の自覚にもとづく社会的強制力が働くうちは、有効に機能するかも知れない。しかしこのような自覚的強制力を伴わぬかぎり、新制度はかえって虚偽と不正を誘発する新たな温床となる危険を蔵している。すでに、金融機関による不正経理と粉飾決算のおそれが指摘され、ザカート徴収忌避の多様な対策が講じられ、さらには徴税官による汚職の発覚が報じられている。W・C・スミス(Smith)が、かつて書いたように、「この人たちは利子はとらないかも知れない。しかし、確かに賄賂はとることはできる」(注1)のである。そして事実また、自己査定にもとづくザカート拠出金が驚くほど低額であることが、この制度に対する人びとの本心を、如実に反映していると言えないであろうか。

このように、無利子金融とザカート徴収は、ともに、制度本来のメカニズムが損われることなく運営された場合には、国内資金の動員と国内貯蓄率の上昇に、多少とも正の効果を持つであろうが、さもなくば、新制度の導入は、膨大な負担、非効率、虚偽、不正を生み、新たな政策的介入と調整による経済の硬直化を、かえって強める結果を招くであろう。

(注1) Smith, W. C., *Islam in Modern History*,
プリンストン, Princeton University Press, 1957年,
221ページ。

(アジア経済研究所調査研究部)